

大熊町

第2期 **子ども・子育て**

**支援事業計画**

《 令和2年度～6年度 》



令和2年3月

大熊町

## はじめに

全国的に、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化するなかで、保育需要も年々変化し多様化するとともに、子育てに不安や孤立感を感じる保護者が増えてきており、子育て支援の必要性が一層高まってきています。



国では、子どもを生み育てやすい社会の創設を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度として、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に制定されました。

本町では、すべての子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援を進めるための指針として、平成27年度から令和元年度まで5か年間の「大熊町第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定したところですが、国では令和元年10月からは、子育て世帯を応援し社会保障を全世代型に変えるため、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化が始まるなど、社会におけるさらなる子育て環境の整備が図られております。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難から9年が経過し、避難先で子育てに悩む保護者や様々な課題を抱えた子どもも増えてきております。

本町では、避難先の受入自治体との連携を前提とし、避難生活の長期化に伴う負担を考慮しながら、子育て世帯に対して包括的な子ども・子育て支援を進めるための指針として、この度令和2年度から令和6年度まで5か年間の「大熊町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、第1期計画よりさらにきめ細やかな対策を進めてまいります。

今後は、本計画に基づき、安心して子どもを産み、安心して子育てができる支援施策を推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

令和2年3月 大熊町長 吉田 淳

# 目次

---

1	計画の策定にあたり	1
1-1	計画策定の趣旨・目的	1
1-2	計画の基本的事項	2
2	大熊町の状況	4
2-1	大熊町の状況	4
2-2	子どもと子育て家庭の状況	8
2-3	計画期間の推計人口	18
3	計画の基本方向	20
3-1	めざす方向	20
3-2	基本目標	23
3-3	施策の体系	24
4	施策の展開	25
	基本目標1 健やかな育ち	25
	基本目標2 子育て支援	35
	基本目標3 つながり	43
5.	子ども・子育て支援事業計画	47
5-1	子ども・子育て支援事業の概要	47
5-2	教育・保育の提供区域の設定	48
5-3	計画期間の子ども数と潜在的家族類型	48
5-4	幼児期の学校教育・保育	49
5-5	地域子ども・子育て支援事業	51
5-6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	54
5-7	総合的な施策の推進	55
6	計画の推進に向けて	56
6-1	共生社会の実現に向けた町民との協働	56
6-2	計画の進行管理	56
6-3	特例事務による推進	56
	資料編	57
1	大熊町福祉計画推進協議会設置条例	57
2	委員名簿	59
3	策定経過	59

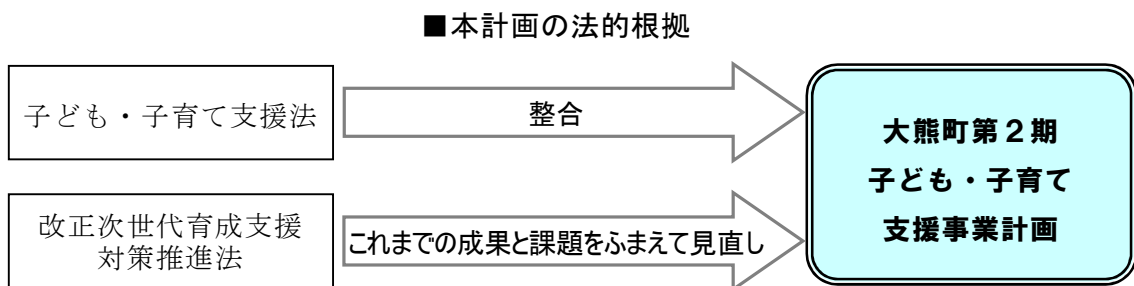
# 1 計画の策定にあたり

## 1-1 計画策定の趣旨・目的

全国的に人口減少とともに少子高齢化が進むなか、子育て世代では共働き世帯が増加し、保育所や放課後児童クラブの入所待機児童の増加がみられます。また、妊娠期から子育て期における子育ての孤立感と負担感が増加しており、家族や家庭をめぐる変化が子育て環境にも影響を及ぼしていると指摘されています。子どもを生き育てやすい社会の創設を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度として子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から実施されています。

大熊町では、平成27年度から「大熊町子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援施策を推進しており、5年ごとに見直しを行うこととなっています。また、令和元年10月から、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化が始まっています。

このような動向をとらえ、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援を進めるための指針として、「大熊町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



また、大熊町民は、東日本大震災とそれに起因する福島第一原発の事故により、長期的に避難生活の状況が続いており、町への帰還が部分的に始まっていますが、子どものいる世帯の多くは本計画期間中も避難状況が続く見込みです。

このため、本計画では避難先の受入自治体との連携を前提として、避難先での安定した生活の支援に向けたきめ細やかな対策を国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関等との協力の下に、力強く進めていくこととします。あわせて、大熊町への帰還をみすえた取組みを含めた内容とします。

## 1-2 計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ・対象

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」として策定します。

計画の対象は、大熊町の18歳未満のすべての子どもと子育て家庭とし、町が取り組む次世代育成支援施策の目標・方向を示すものであり、母子保健計画の内容を含んでいます。このため、町の復興計画など上位計画との整合性をふまえて策定・推進します。

#### ■次世代育成の実施について盛り込む基本事項(行動計画策定指針より)

- ・子育ての支援
- ・母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進（母子保健計画部分）
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保
- ・職業生活と家庭生活との両立の推進
- ・その他の次世代育成支援対策

#### ■第2期子ども・子育て支援事業計画に盛り込む事項(基本指針より)

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正

### (2) 計画期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### (3) 計画の策定・推進

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で検討し、大熊町福祉計画推進協議会において協議し、策定を進めてきました。

あわせて、大熊町の小学生以下の子どもと子育て家庭の避難先での実態・要望などを把握するため、「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を平成31年2月に行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、大熊町福祉計画推進協議会等において、定期的に進捗状況の把握と意見交換等を行います。

#### ■ニーズ調査の実施状況

調査対象	平成31年1月1日現在で、小学生以下の子どもがいるすべての世帯を対象に、世帯用、未就学児保護者用、小学生用の調査票で、世帯と世帯の子ども全員分の回答を依頼した。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成31年2月14日(木)～2月28日(木)

	世帯	未就学児童	小学生
調査対象数(件)	758	447	492
回収数(件)	250	195	222
回収率(%)	33.0	43.6	45.1

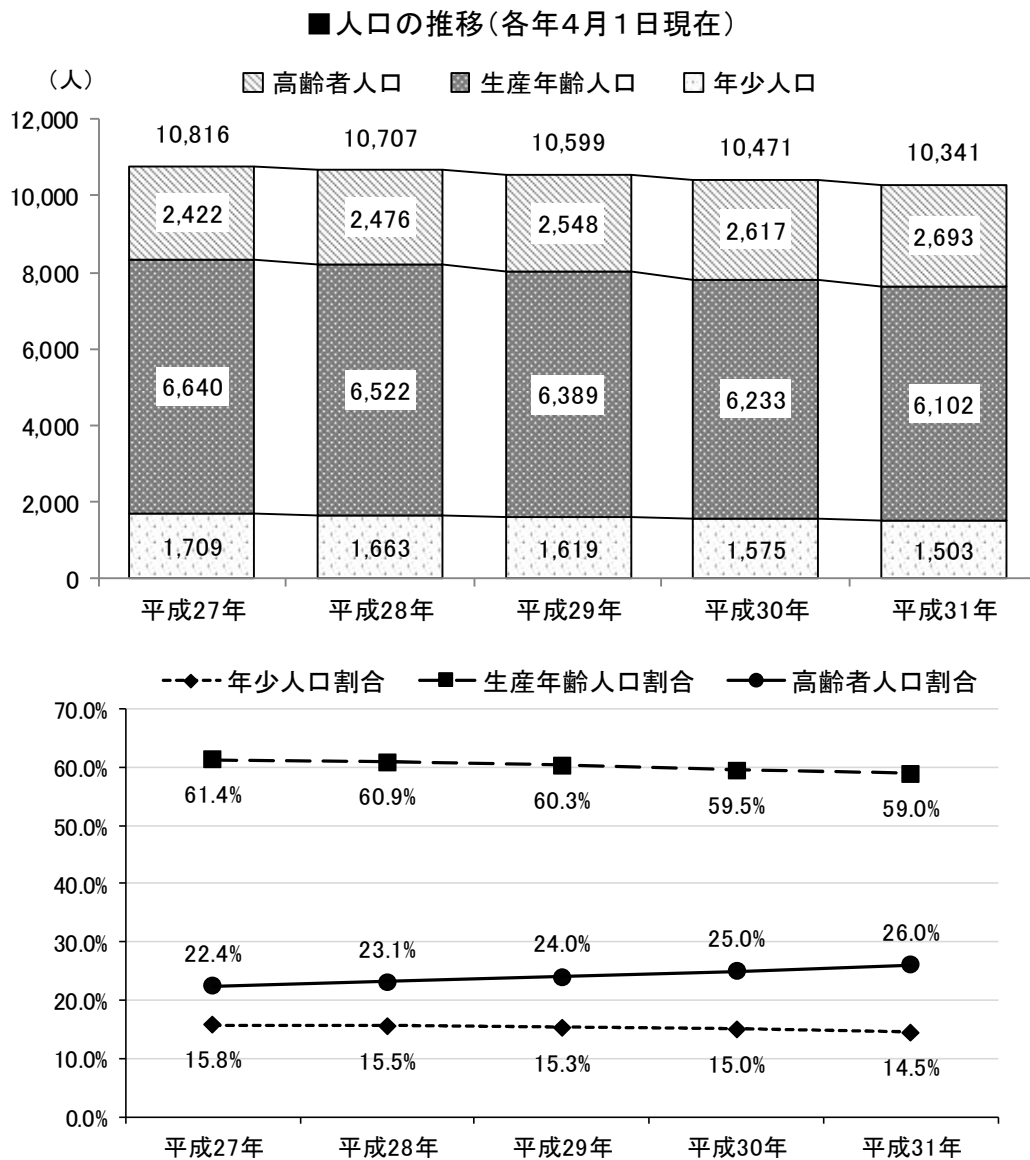
## 2 大熊町の状況

### 2-1 大熊町の状況

#### ①人口

大熊町の人口は、平成27年は10,816人でしたが、平成31年には10,341人と緩やかに減少しており、平成29年以降は1年間で130人程度減少しています。

年齢構成では、0～14歳の年少人口は平成27年の1,709人から平成31年は1,503人に減少しています。一方、高齢者人口は平成28年まで2,400人台を推移していましたが、平成29年は2,548人、平成31年は2,693人と増加しており、平成31年の高齢化率は26.0%となっています。

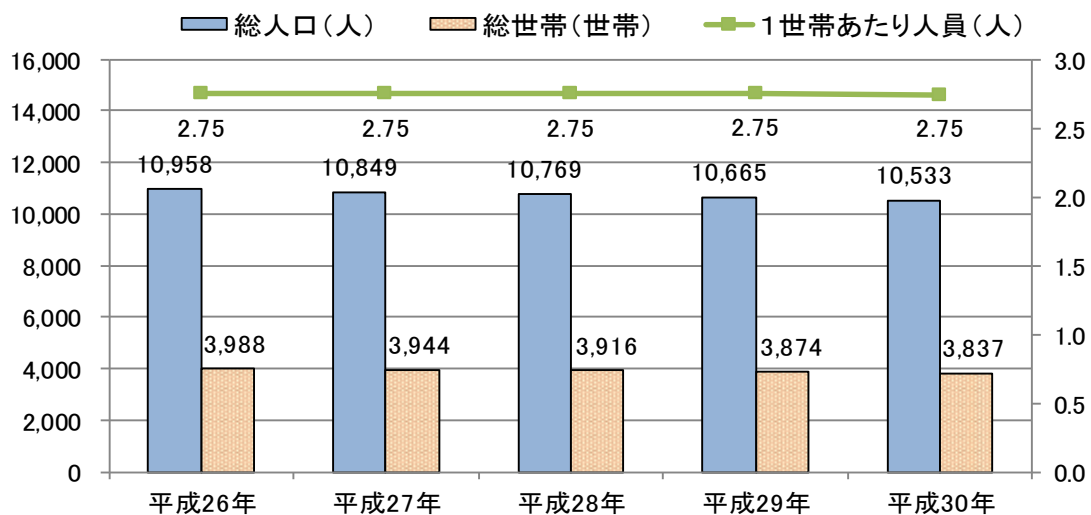


(住民基本台帳)

## ②世帯数

世帯数は、平成26年の3,988世帯から平成30年は3,837世帯と緩やかに減少しています。1世帯あたり人員は平成26年以降2.75人で推移しています。

■人口・1世帯あたり人員の推移(各年1月1日現在)



(住民基本台帳)

子どものいる世帯については、第1期計画策定に向けたニーズ調査の実施にあたり、小学生以下の子どもがいる世帯を抽出したところ、平成25年12月1日現在は調査対象世帯数が877世帯でしたが、平成31年1月1日現在の調査対象世帯数は758世帯と減少しています。

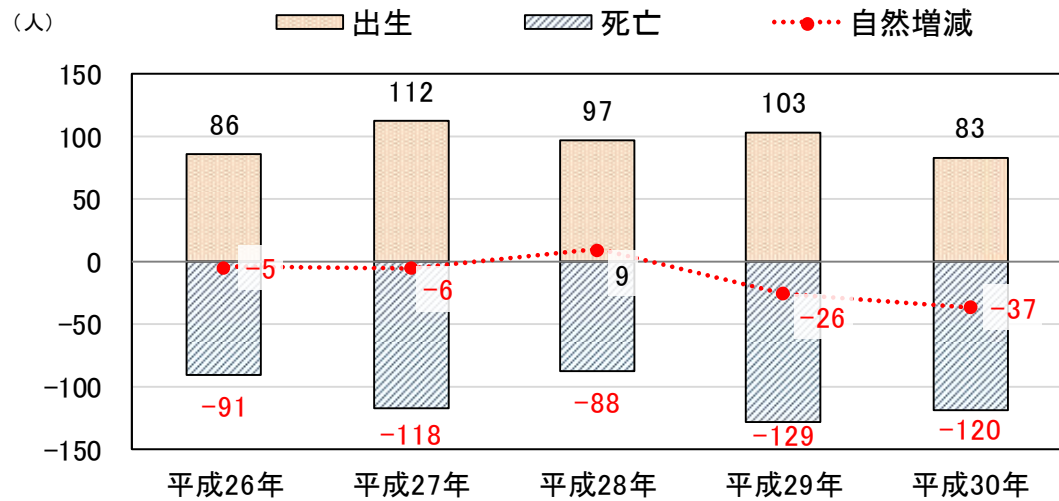
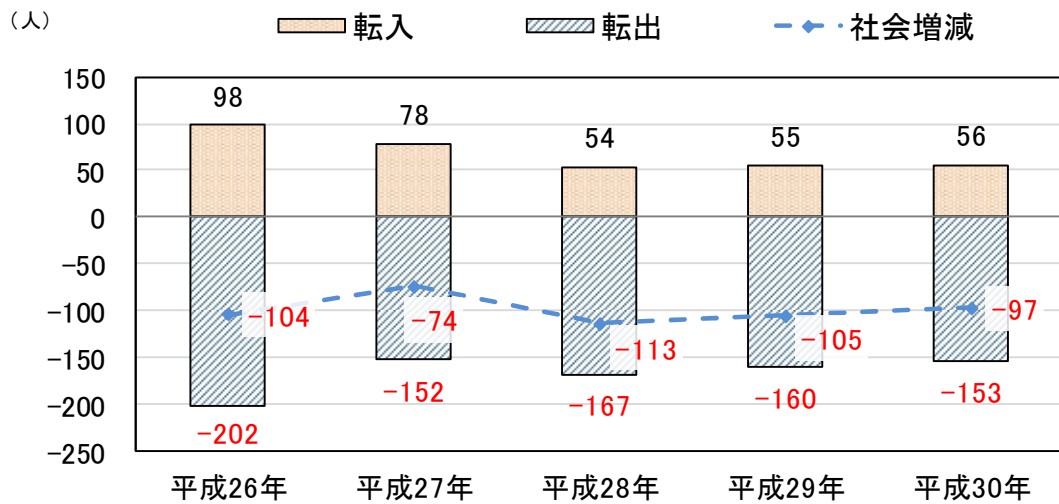


### ③人口動態

社会増減は転出が転入を上回って推移しており、近年の転入数は平成28年が54人、平成29年は55人となっており、転出数は平成28年以降160人台で推移しています。

自然増減は、出生が死亡を上回る年もあり、近年は平成27年の出生数が112人と最多で、平成29年は103人となっています。死亡数は平成29年が129人と近年では最も多くなっています。

■人口動態



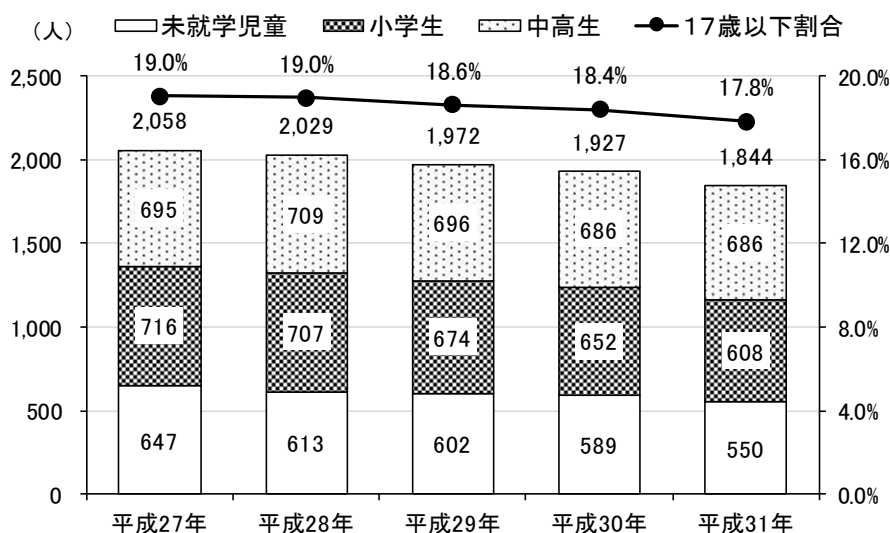
(住民基本台帳 年間分)

#### ④児童人口

17歳以下の児童は平成27年の2,058人から減少傾向にあり、平成31年には1,844人と214人の減少となっています。

各年齢の年少児童人口をみると、ここ5年間の0～5歳児は各年齢100人前後で推移していましたが、平成31年度の0歳児が63人に大きく減少しています。

■17歳以下の人口の推移(各年4月1日現在)



(住民基本台帳)

■0～14歳の年齢別人口の推移(各年4月1日現在)

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	86	105	92	91	63
1歳	123	87	106	93	97
2歳	106	120	86	106	92
3歳	106	103	116	86	104
4歳	101	99	103	111	84
5歳	125	99	99	102	110
0～5歳計	647	613	602	589	550
6歳	129	123	94	95	98
7歳	92	128	119	94	94
8歳	148	90	126	116	91
9歳	107	145	89	125	115
10歳	113	107	140	85	125
11歳	127	114	106	137	85
6～11歳計	716	707	674	652	608
12歳	111	123	114	105	133
13歳	111	110	122	112	103
14歳	126	112	110	121	112
12～14歳計	348	345	346	338	348
合計	1,711	1,665	1,622	1,579	1,504

(住民基本台帳)

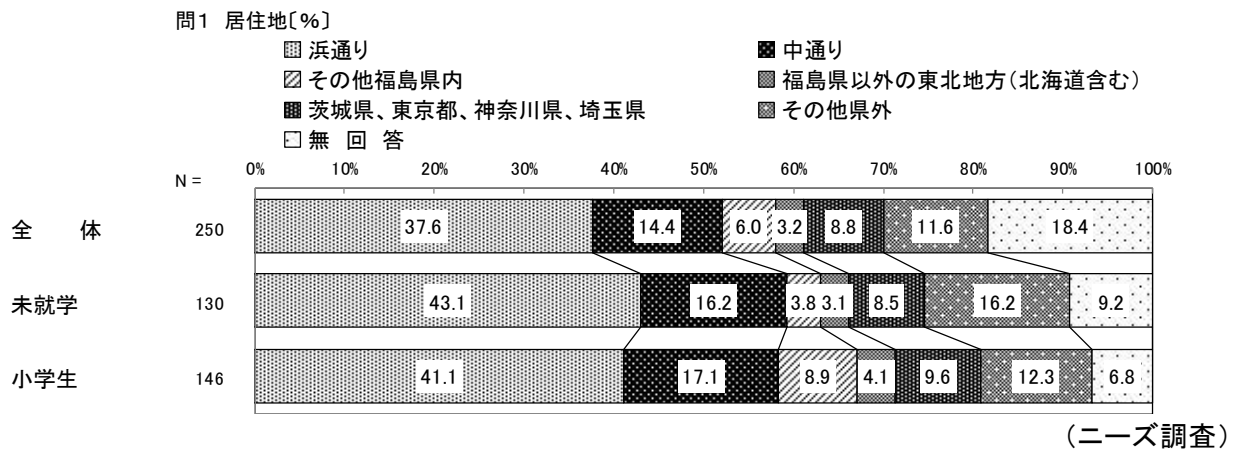
## 2-2 子どもと子育て家庭の状況

### (1) 子どものいる世帯

#### ① 子育て家庭の環境等

子どものいる世帯（250世帯）の居住地区は、「浜通り」が37.6%と高く、「中通り」が14.4%、「その他県外」が11.6%と続いており、福島県内が58.0%となっています。

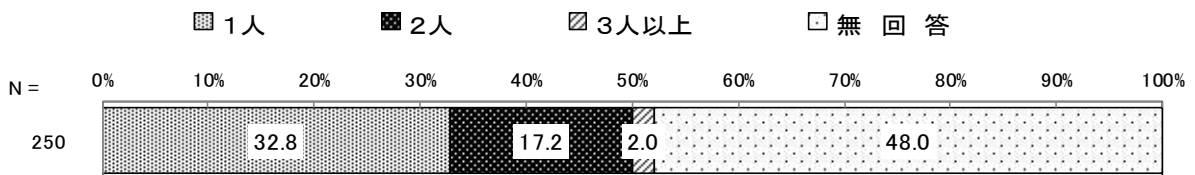
#### ■ 世帯の居住地



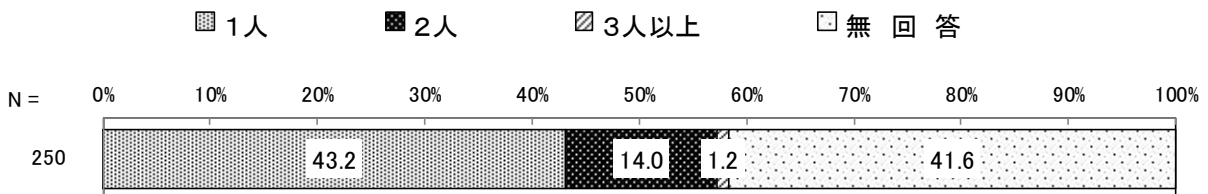
未就学児童が「1人」いる世帯が32.8%、小学生が「1人」いる世帯が43.2%と多くみられます。

#### ■ 世帯の子ども数

##### 問4 未就学児童人数[%]



##### 問4 小学生児童人数[%]

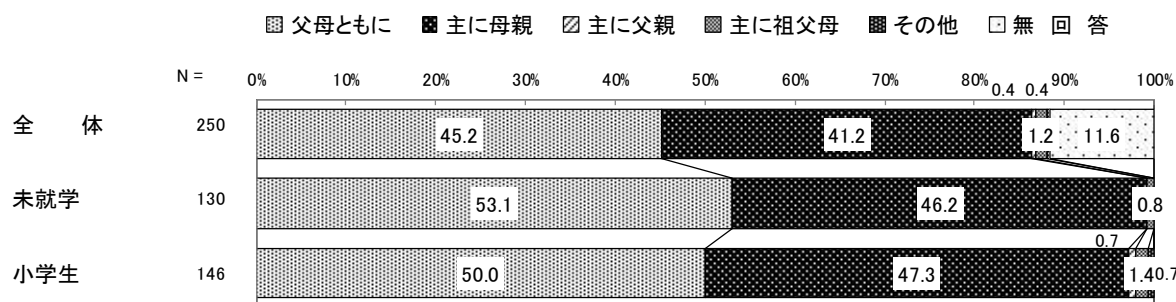


(ニーズ調査)

主な育児者は「父母ともに」が45.2%と最も高く、僅差で「主に母親」が41.2%で続いています。未就学児童のいる世帯は、「父母ともに」が53.1%で、小学生のいる世帯よりやや高くなっています。

### ■ 主な育児者

問5 子育てを主にしている人[%]



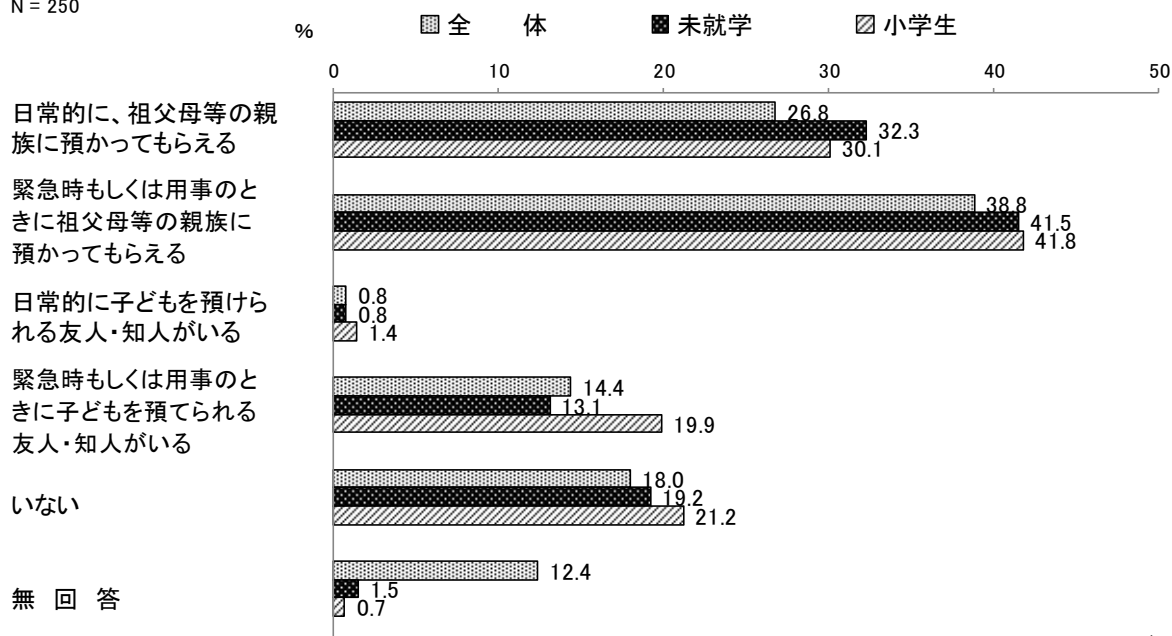
(ニーズ調査)

子どもをみてもらえる状況について、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に預かってもらえる」が38.8%で最も高く、ついで「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」が26.8%と高いものの、「いない」が18.0%回答されています。

### ■ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人

問8 日頃お子さんを預かってもらえる人[%・複数回答]

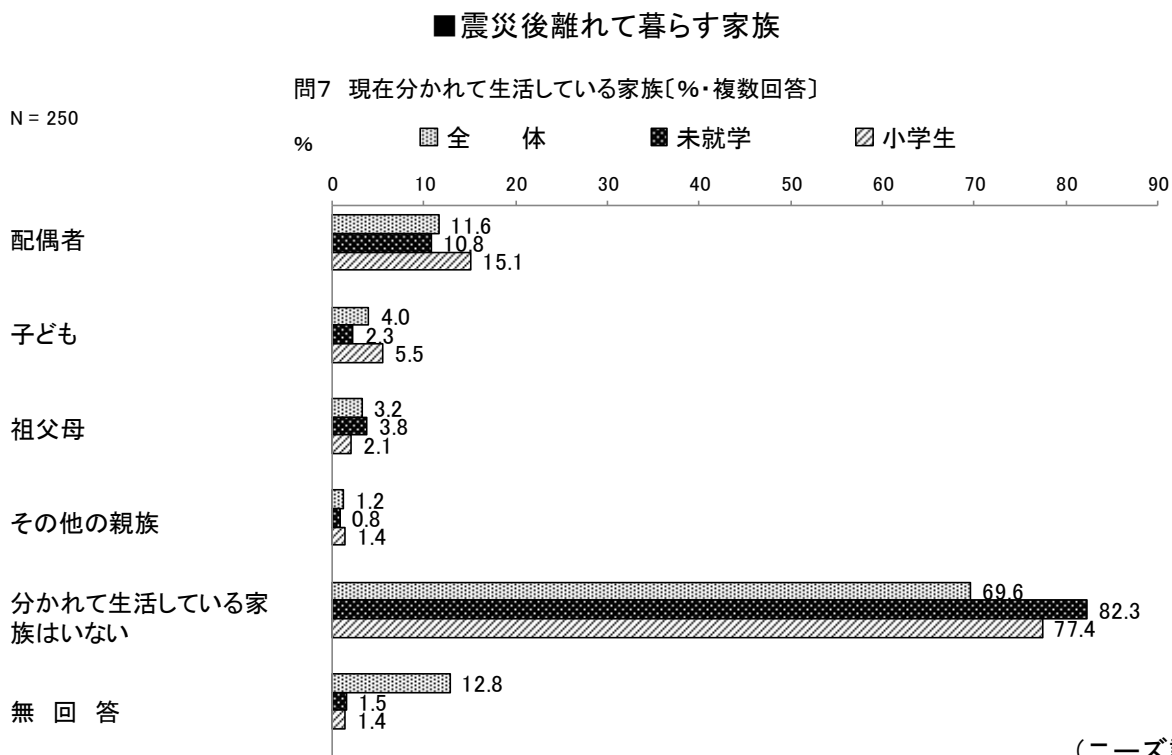
N = 250



(ニーズ調査)

## ②東日本大震災後離れて暮らす家族

「分かれて生活している家族はいない」が69.6%と高く、平成26年度調査時よりも割合は高くなっています。一方で、20%近くの家で分かれて暮らしている家族がいることがうかがえ、「配偶者」が11.6%回答されています。



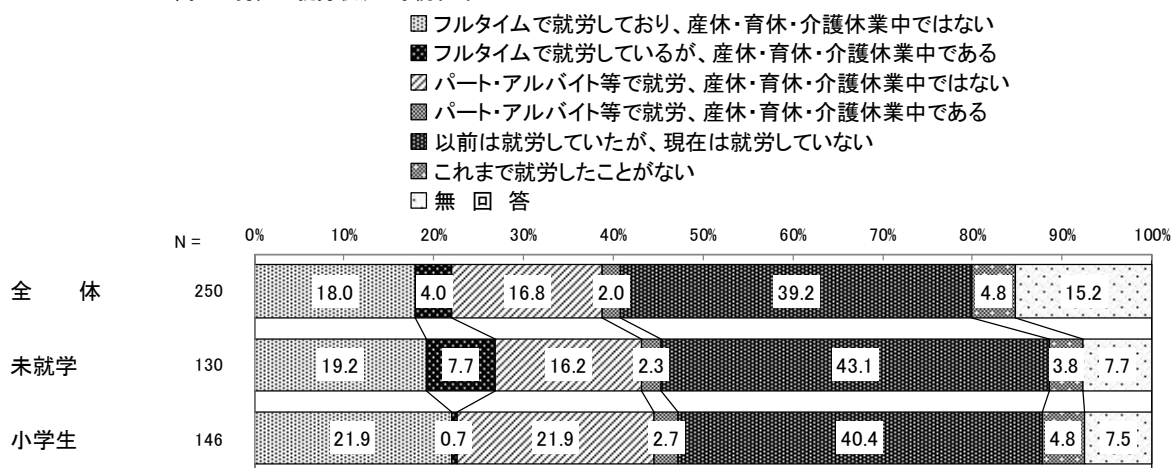
### ③親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39.2%と最も高く、ついで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.0%、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が16.8%と僅差で続いています。

現在未就労の母親では、「今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が37.3%と高く、ついで「1年より先、末子希望年齢になったところに就労したい」が28.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.7%で続いています。

#### ■母親の就労状況

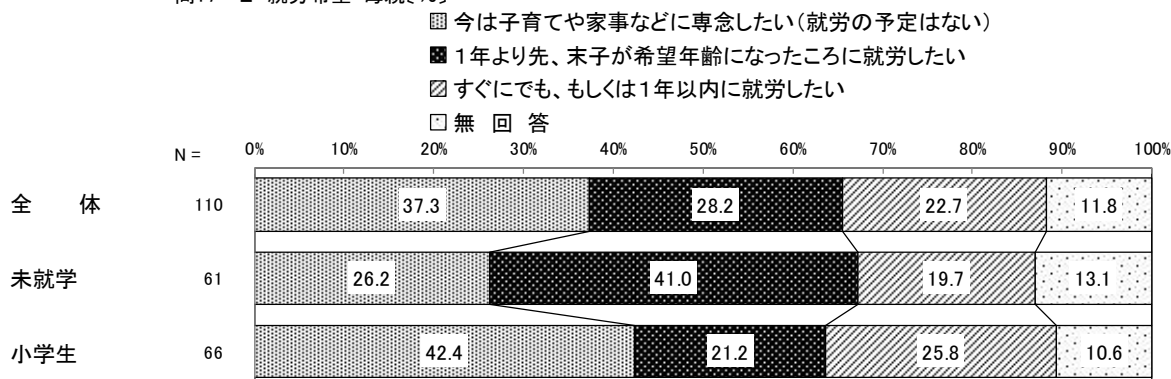
問16 現在の就労状況・母親[%]



(ニーズ調査)

#### ■未就労の母親の今後の就労意向

問17-2 就労希望・母親[%]



(ニーズ調査)

## (2) 幼稚園・小・中学校の状況

### ① 幼稚園の通園状況

震災前は、町立の保育所と2つの幼稚園が未就学児の保育・教育の場でしたが、現状は、会津若松市の旧会津若松市立大田原保育所を利用し、大熊幼稚園として再開しています。

■ 幼稚園の通園状況(各年5月1日現在)

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
大熊幼稚園	5	2	3

### ② 小・中学校の通学状況

大野小学校、熊町小学校については会津若松市の旧会津若松市立河東第三小学校校舎を利用し、合同で学校を再開しています。大熊中学校については会津若松市一箕地区内での短期大学敷地内の仮設校舎で再開しています。

■ 小・中学校通学状況(各年5月1日現在)

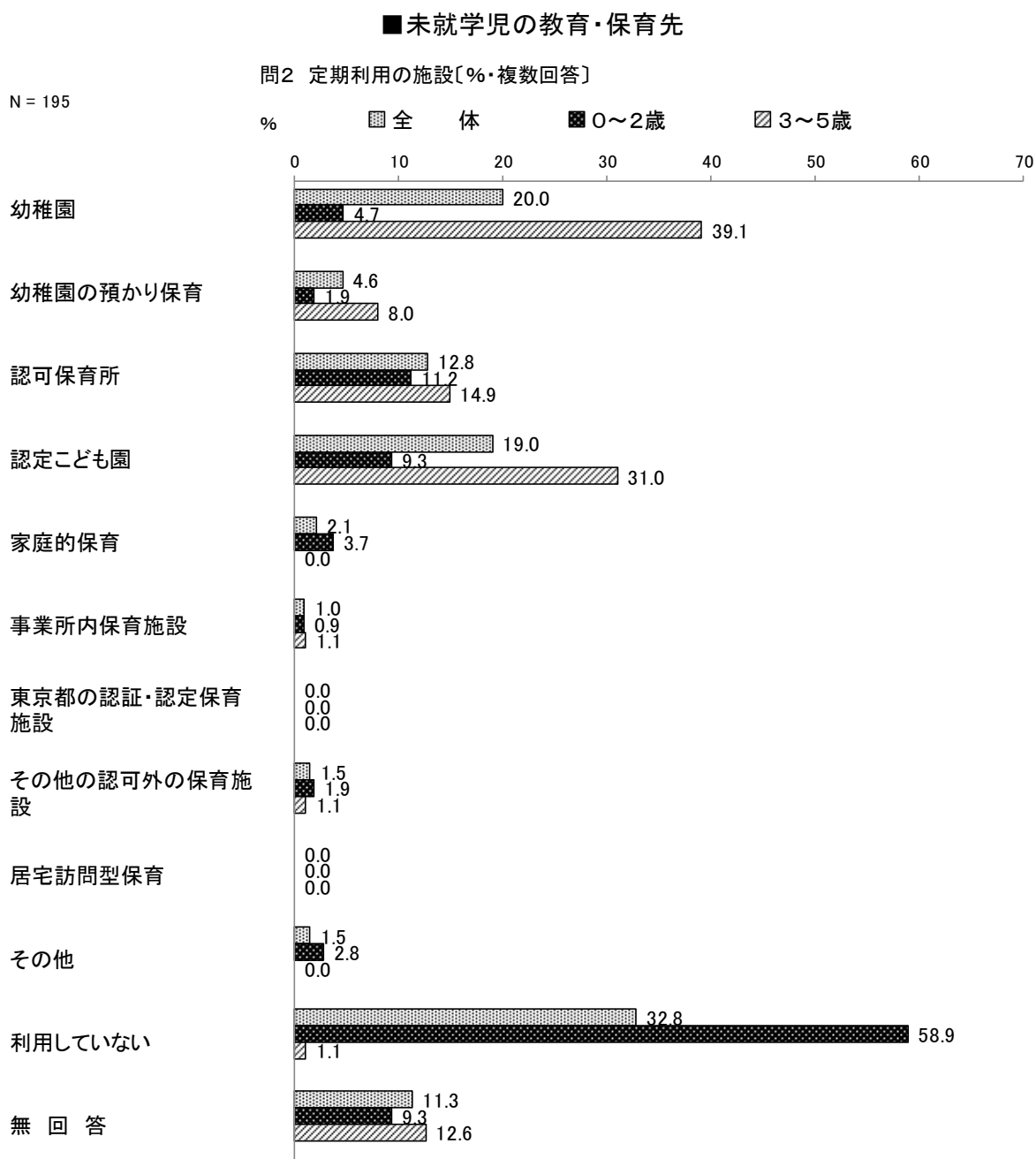
		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
大野 小学校	学級数	2(複式 2 個学年)	2(複式 2 個学年)	2(複式 2 個学年)
	児童数	11	9	5
熊町 小学校	学級数	3(複式 2 個学年)	3(支援級含)	2(支援級含)
	児童数	14	10	7
大熊 中学校	学級数	3	2(複式 2 個学年)	1(複式)
	生徒数	20	13	3



### (3) 教育・保育事業の利用状況

#### ①未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況

ニーズ調査では、未就学児童で教育・保育施設等を「利用していない」が32.8%、  
 ついで、「幼稚園」が20.0%、「認定子ども園」が19.0%、「認可保育所」が12.8%  
 で続いています。0～2歳では「利用していない」が58.9%と高く、3～5歳では  
 「幼稚園」が39.1%、「認定こども園」が31.0%と高くみられます。



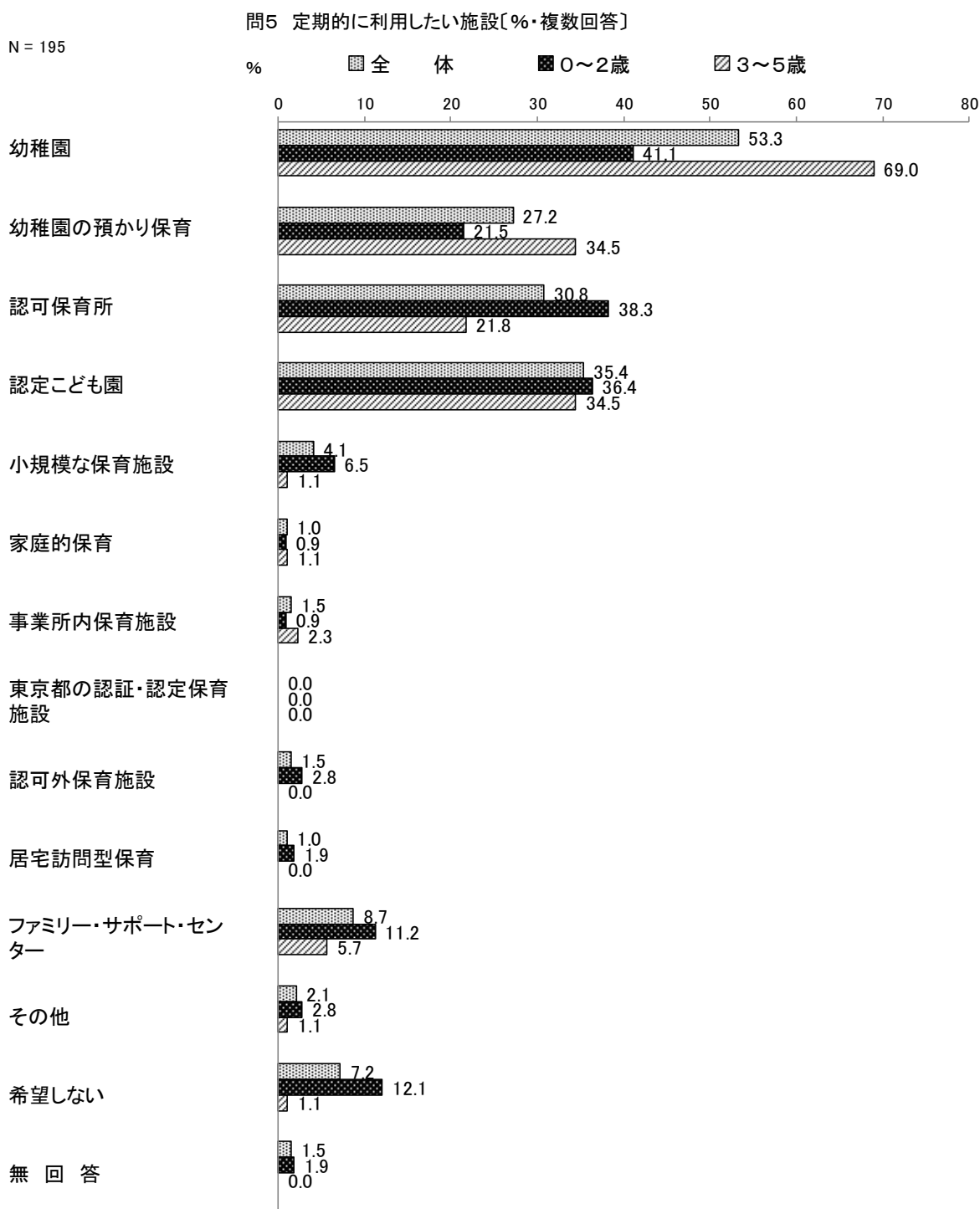
(ニーズ調査)



## ②未就学児の今後の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後の利用希望先は、「幼稚園」が53.3%で最も高く、ついで「認定こども園」が35.4%、「認可保育所」が30.8%、「幼稚園の預かり保育」が27.2%が続いています。0～2歳では「認可保育所」が38.3%と高く、3～5歳では「幼稚園」が69.0%と高くみられます。

### ■未就学児の今後の教育・保育希望先



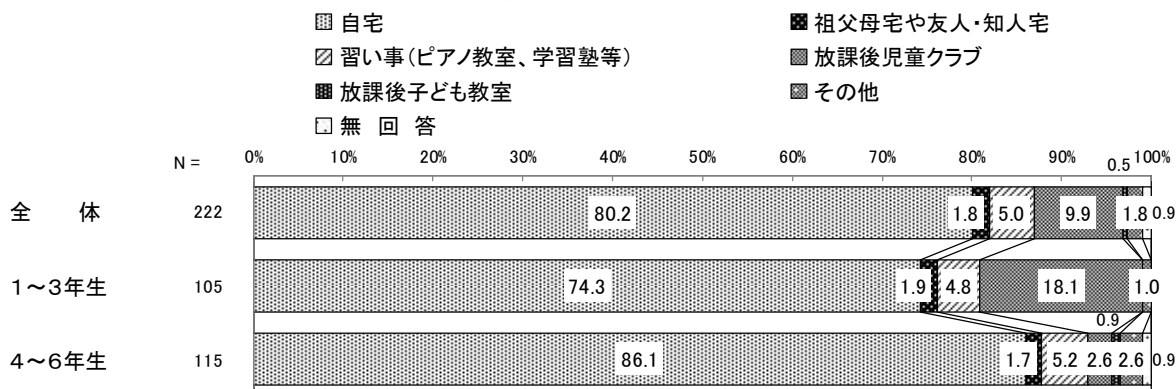
(ニーズ調査)

### ③小学生の放課後の過ごし方

平日の小学校終了後の過ごし方は、「自宅」が80.2%と大半を占めており、「放課後児童クラブ」が9.9%、「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」が5.0%が続いています。1～3年生は「放課後児童クラブ」が18.1%と高く、4～6年生では「自宅」が86.1%と高くみられます。

■小学生の放課後の過ごし方

問2 放課後を過ごしている場所[%・複数回答][%]



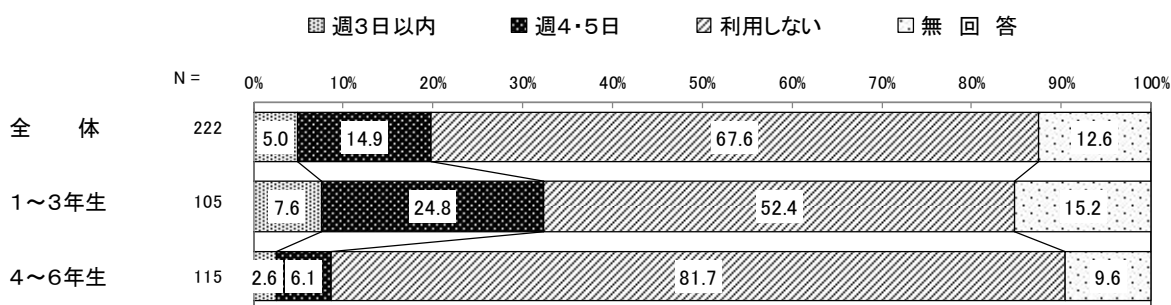
(ニーズ調査)

### ④小学生の放課後児童クラブの利用希望

今後の放課後児童クラブを「利用しない」が67.6%と高く、「週4・5日」が14.9%、「週3日以内」が5.0%が続いています。1～3年生では「週4・5日」が24.8%と高く、4～6年生では「利用しない」が81.7%と高くみられます。

■小学生の放課後児童クラブの利用希望

問4 放課後児童クラブ希望利用日数・平日[%]

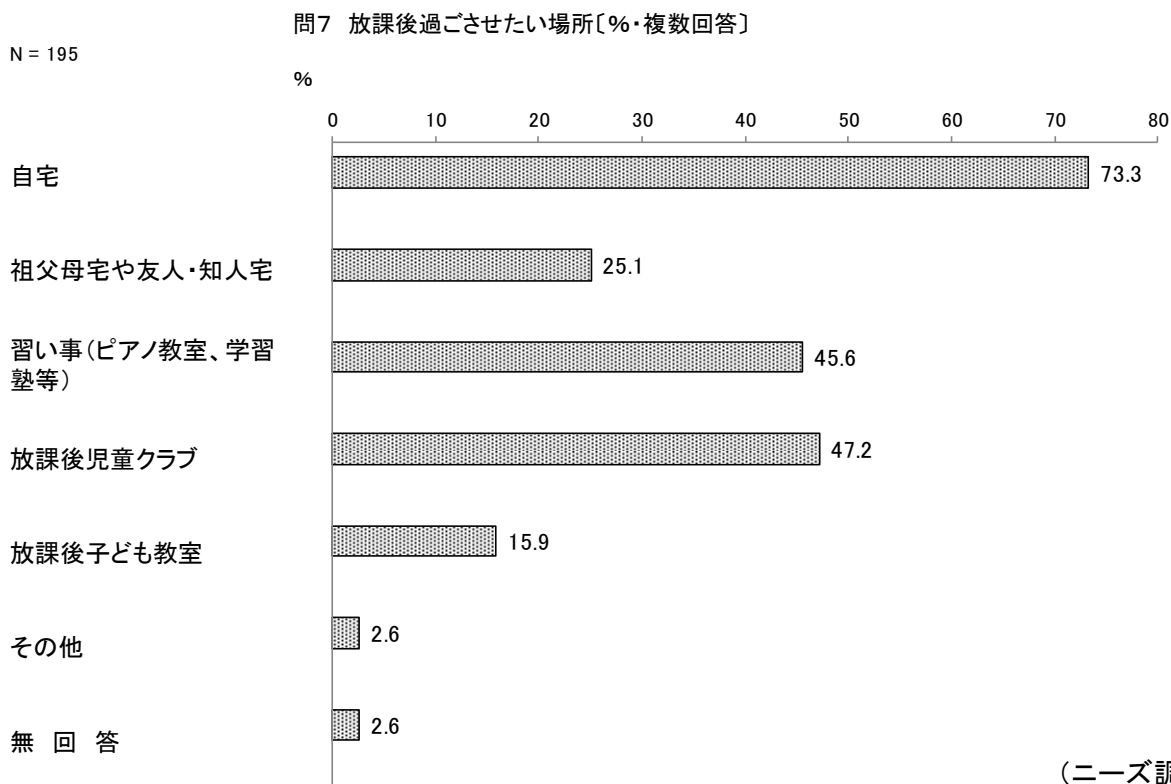


(ニーズ調査)

### ⑤就学前児童（5歳児）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」が73.3%で最も高く、ついで「放課後児童クラブ」の47.2%、「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」が45.6%が続いています。

#### ■就学前児童(5歳児)の放課後に過ごさせたい場所



## (4) 今後の動向、行政への希望等

### ①帰町の意向や意見

全体の21.6%が回答しており、主な意見としては「帰町の予定」、「安心・安全、除染」に関する意見がみられます。

#### ■帰町の意向や意見

【世帯】問15 帰町の意向や、帰町にあたって子育てや教育で不安なこと

順位	内容	件数
1位	帰町の予定	34件
	今は帰町する予定はない。小さな子どもを連れて大熊町へ戻る人はいないと思う。大熊町に帰った方が子育てしやすいと感じるようになるまでは、帰ることはないと思う。子どもがいるので、避難先の環境に慣れてきて、友人もできたので解除されても戻らない。	
2位	安心・安全、除染	10件
	富岡町に伺った際、地表から3メートルの間の地下はまだ除染できず、放射線量が高いことがわかり、放射線の心配がある。震災前の大熊町は子育てしていくうえでとても環境がよく、安心して子どもを預け、働けたが、今後は放射能・原発がいつまたどうなるかなど考えると不安である。	
3位	町外で生活する人への支援について	4件
	避難先で学校生活を続けているため、大熊町に戻れないので、町外で子育てをしている人への支援を明確にしてほしい。郡山市に住んでいるが、何か相談したいことを郡山市には相談しにくいので、大熊町の窓口がいつでも身近にあってほしいと思う。町全体が避難解除となるまでは、同一に扱ってほしい。	

(ニーズ調査)

## ②町の子育て支援について期待すること

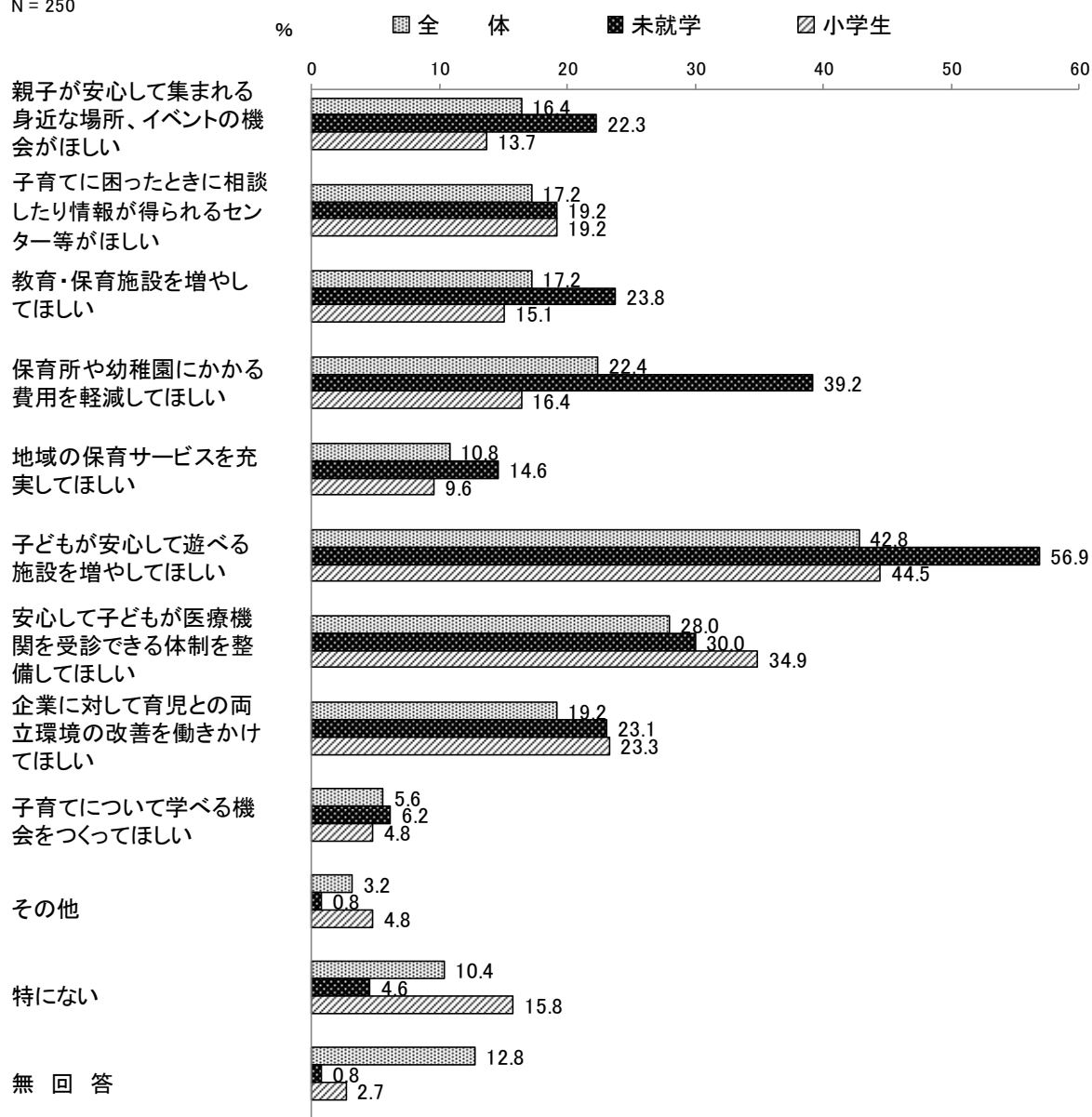
「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が42.8%で最も高く、ついで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が28.0%、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が22.4%が続いています。

「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」は未就学児童のいる世帯で56.9%と特に高く、ついで「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」も39.2%と高くなっています。また、小学生のいる世帯では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が34.9%と高くみられます。

### ■子育て支援への期待

問 13 町の子育て支援について期待すること〔%・複数回答〕

N = 250

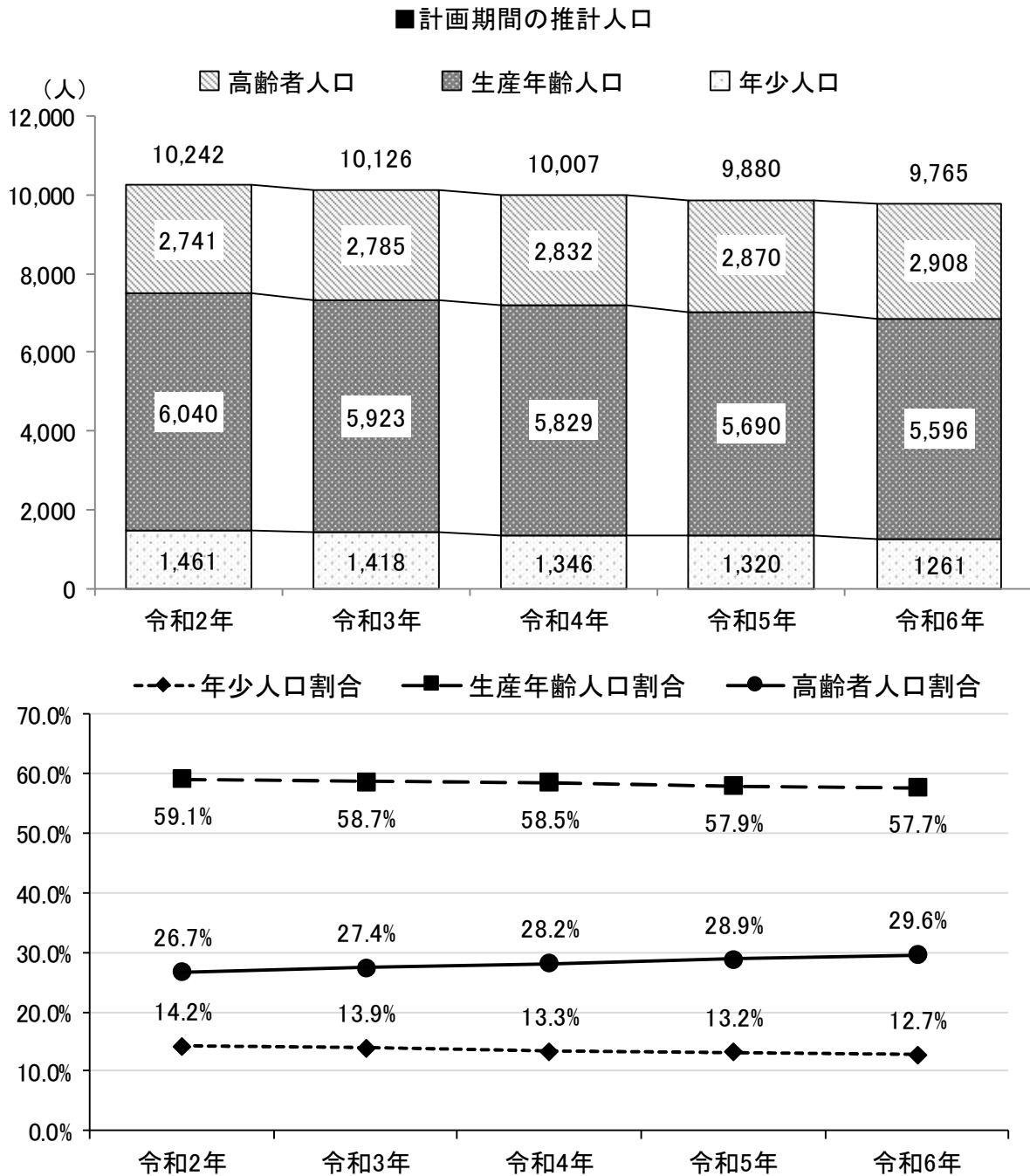


(ニーズ調査)

## 2-3 計画期間の推計人口

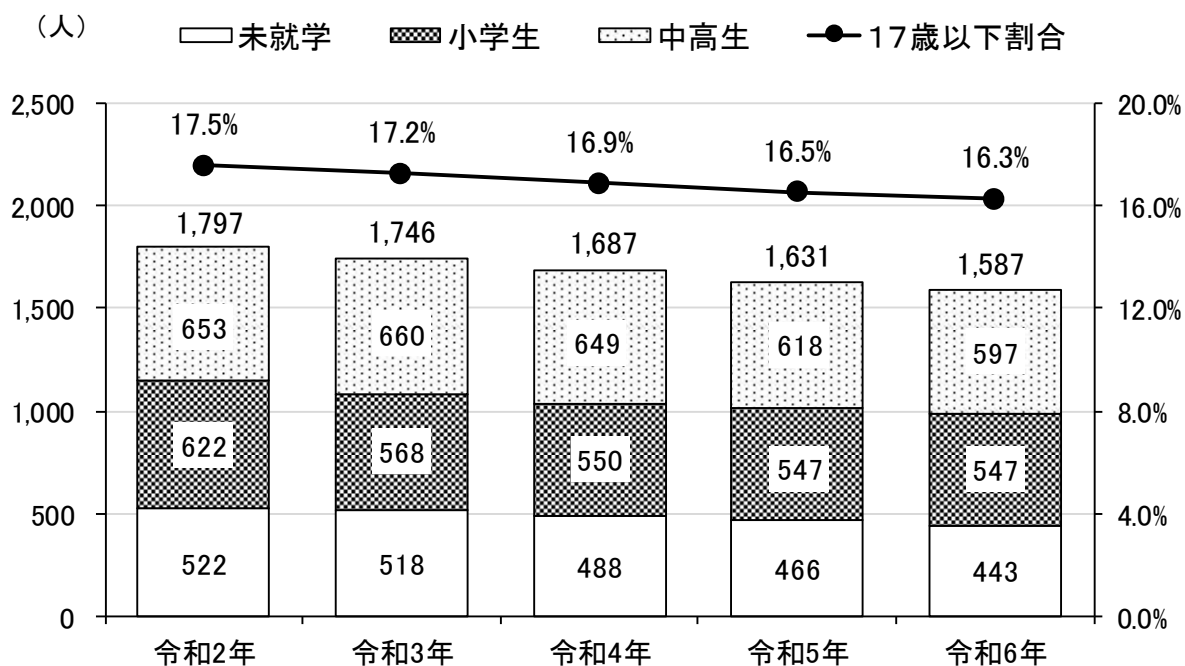
計画期間の人口をコーホート変化率法により、近年の平均変化率を用いて推計すると、令和2年は10,242人、目標年度の令和6年には9,765人となり、微減傾向と見込まれます。

また、計画期間の年少人口は、令和2年が1,461人で、目標年度の令和6年は1,261人と推計されます。



計画期間の11歳以下の児童人口は、令和2年が1,144人で、目標年度の令和6年は990人と推計されます。

■ 計画期間の推計児童人口



(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	79	73	71	69	69
1歳	67	84	78	76	74
2歳	95	65	82	76	74
0～2歳計	241	222	231	221	217
3歳	92	95	65	82	76
4歳	108	96	99	67	85
5歳	81	105	93	96	65
3～5歳計	281	296	257	245	226
6歳	108	79	103	91	94
7歳	97	106	78	101	90
8歳	92	95	104	77	99
9歳	87	88	92	100	74
10歳	115	87	88	92	100
11歳	123	113	85	86	90
6～11歳計	622	568	550	547	547
合計	1,144	1,086	1,038	1,013	990

# 3 計画の基本方向

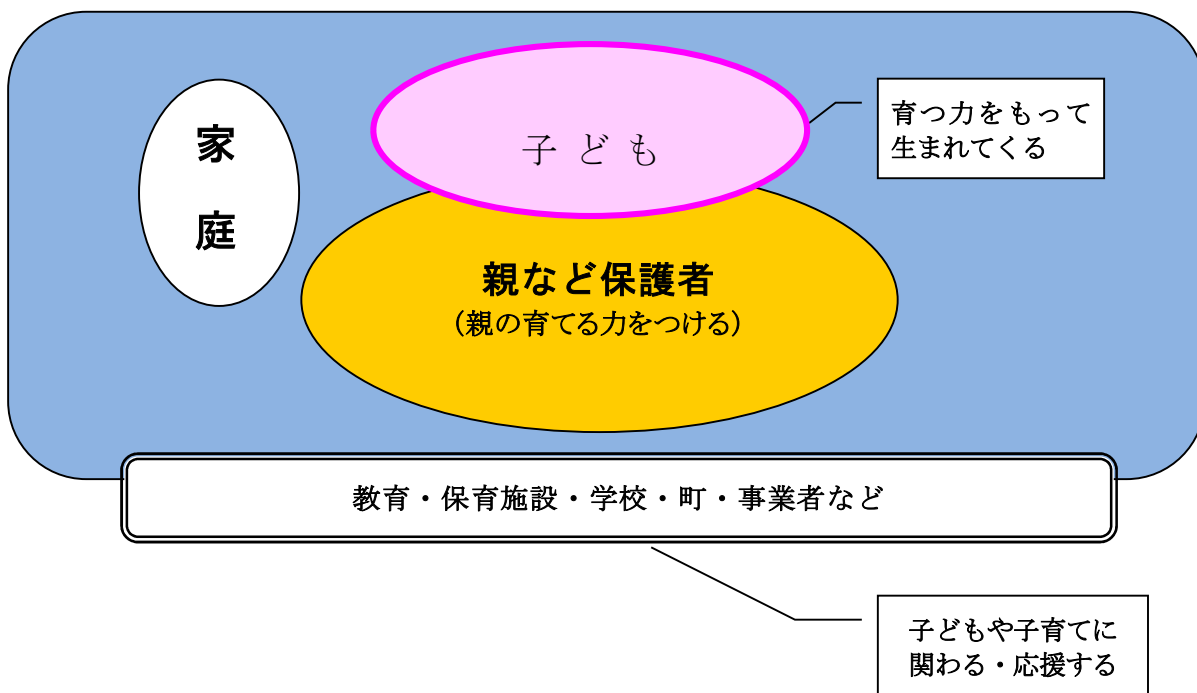
## 3-1 めざす方向

### (1) 子育て支援のとらえ方

子ども・子育て支援の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と示されています。

子どもは生まれながらにして育つ力をもっており、それを親の子育て力で伸ばしていくことが子どもの成長につながります。一方で、大熊町においては転入者等で近くに育児支援者がいない、又は子育てに不安と孤独を感じる子育て家庭もあると思われます。このようなことから、地域のふれあいや親同士のつながりが重要であり、それが子どもとの関係や子どもの育ちに大きな影響があると考えます。

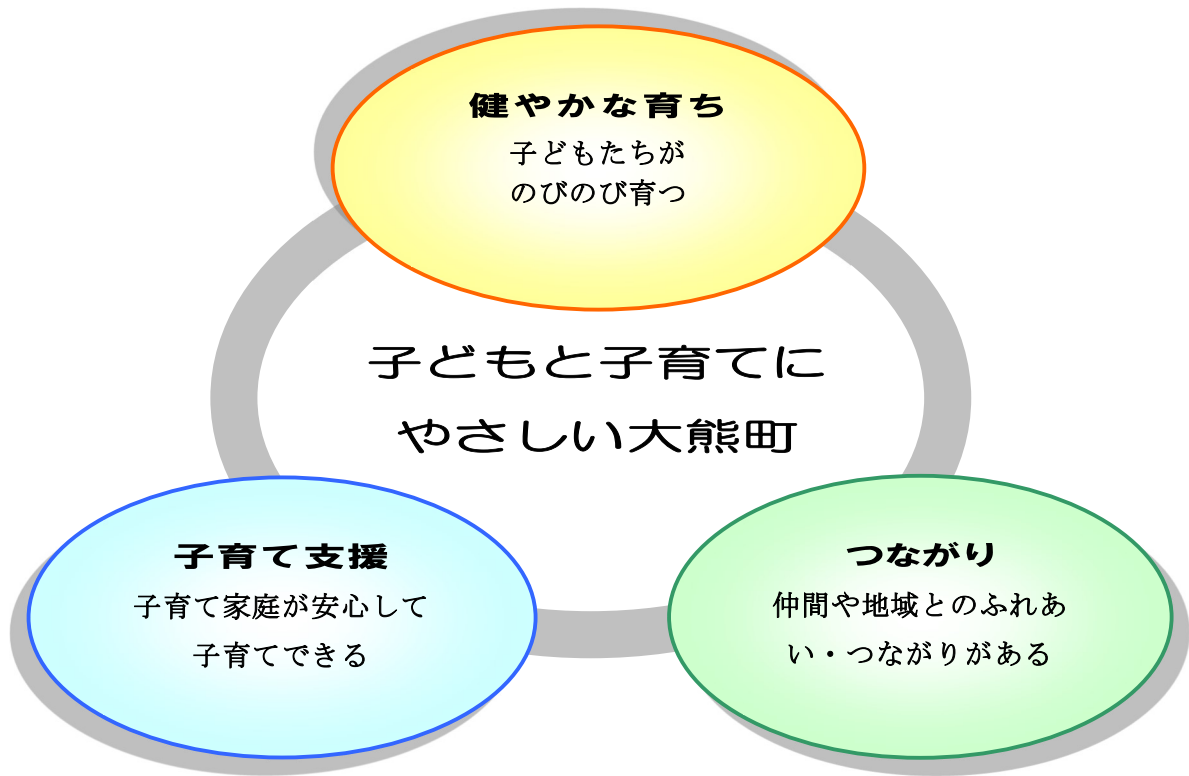
#### ■子育て支援のとらえ方



## (2) 基本理念

『大熊町次世代育成支援地域行動計画』の基本理念を継承し、「子どもと子育てにやさしい 大熊町」を基本理念に、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

### ■基本理念





### (3) 基本視点

様々な取組みを進めるうえで、以下の視点をふまえて推進します。

#### ①子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どものためになり、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女と家族が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

また、すべての子どもと、その家庭を支援するという広い視点で推進します。

#### ②今の育ちを支援する視点

町内の一部避難指示が解除された中、子どもたちの多くは避難先で新しい環境に順応し、日々成長を遂げています。避難先自治体に協力をいただきながら、避難先での生活・教育・保育を的確に支援していくことが重要です。

#### ③サービス利用・提供の視点

子どもと子育て家庭の状況に配慮し、サービス利用者の視点に立った対応に努めるとともに、サービスの質の確保を図ります。あわせて、子どものためになる子育て支援をめざし、事業の点検等を行いながら推進します。

### (4) 大熊町復興計画との連携

平成27年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」を平成31年3月に改定しました（計画期間：～令和8年度、以下「復興計画」という）。大川原地区復興拠点における新庁舎の開庁や、大川原地区・中屋敷地区や特定復興再生拠点区域の避難指示解除を見据え、町内での日常生活に必要な機能の整備と生活支援、町外から担い手が集まるような環境づくりを計画の理念に加えて、「みんなで歩み出そう、それぞれの一歩」を目標としています。

町の将来を担う子どもを育成する環境づくりとして、大川原地区に幼小中一貫の教育施設を新たに建設し、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される令和4年春を目途に学校再開をめざす等の施策も織り込まれています。また、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者を包括的に支援する『地域共生社会』の実現に向けた福祉機能の確保の取組みの中で、保育や一時預かり、多世代交流の施策も織り込まれています。

本計画では、この復興計画を上位計画として、事業の調整と実施・推進を行い、保健福祉関連計画と連携を図りながら推進します。

## 3-2 基本目標

3つの目標を掲げ、前述の①～③の基本視点をふまえながら、「子どもと子育てにやさしい 大熊町」をめざして各種施策を推進します。

### 基本目標1 健やかな育ち

子どもたちがのびのび育つ

次代を担う子どもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、子どもの視点に立って子どもたちの成長を支援していくことが必要です。

心身の健やかな成長の支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切に教育や、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、「子どもたちがのびのび育つ大熊町」をめざします。

### 基本目標2 子育て支援

子育て家庭が安心して子育てできる

子育て家庭をはじめ、これから子どもを生み育てたいと考えている人が、安心して子どもを生み、子育てに意欲的に取り組んでいけるように支援していくことが子どもの成長に特に大事なことです。安心して子育てできる環境づくりに向け、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本目標3 つながり

仲間や地域とのふれあい・つながりがある

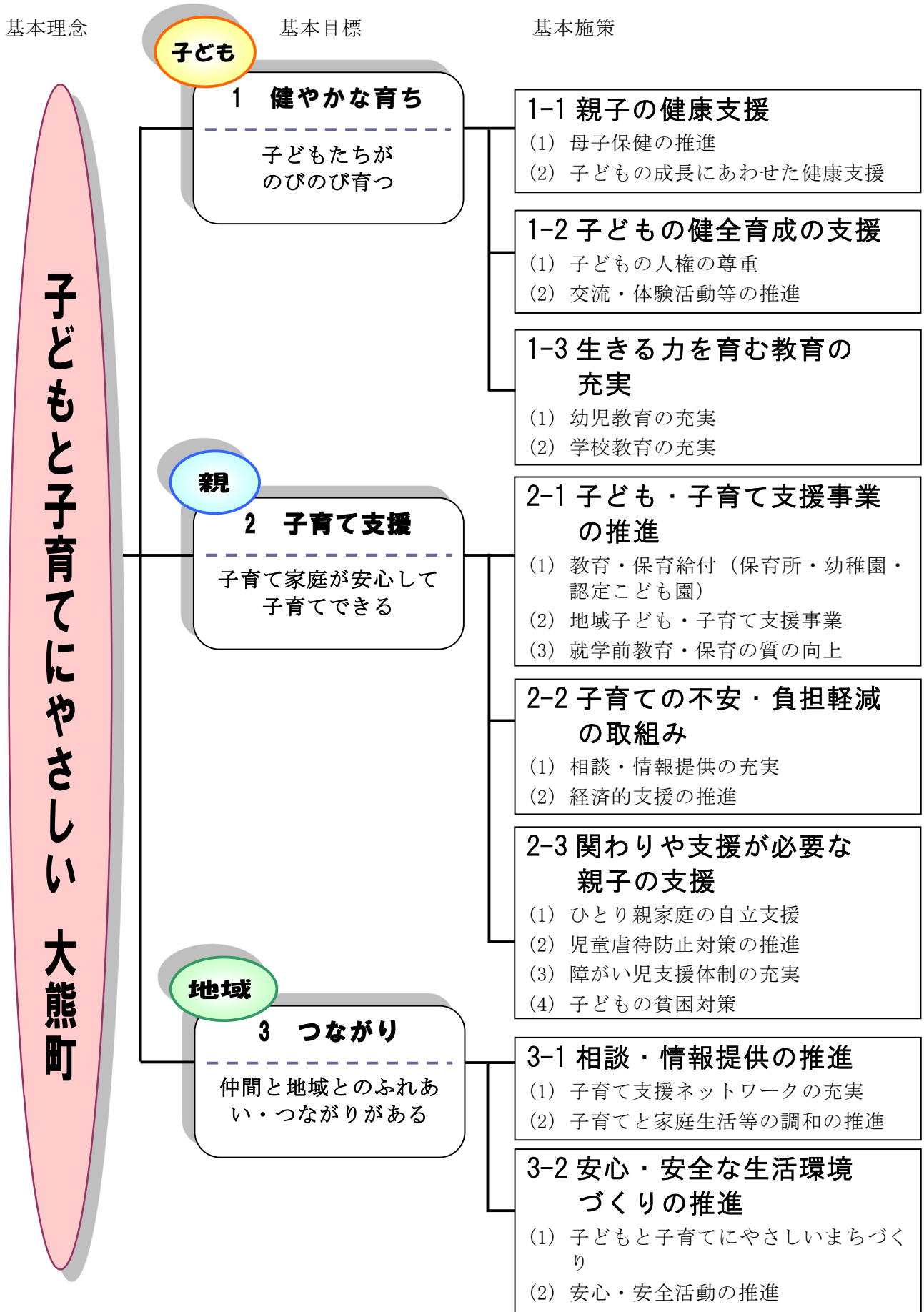
子どもと子育て家庭が、同年代の子どもや仲間とふれあい、つながりをもちながら成長し、子育てできるように支援していくことが特に重要です。避難生活が続くなか、情報提供やふれあいの場の確保などを図り、子どもと子育て家庭を支援していきます。

### 3-3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



## 4 施策の展開

### 基本目標1 健やかな育ち

#### 4-1-1 親子の健康支援

妊娠期から子育て期を通じて、親子が健康の保持・増進を図り、安心して子育てできるように支援することが母子保健事業の目標であり、子どもの健やかな発育・成長につながります。しかし、健診を受けない子どもや、近くに知り合いが少なく、子育てに不安を抱え、相談をする場がない子育て家庭もみられます。このためにも、健診や子育て支援活動などが連携を深め、親子を支援することが重要な課題です。

あわせて、子どもの成長や子育て家庭の育児不安などへの原子力災害による避難生活の長期化による影響を勘案して、子育てサポートセンターおおくまっこを中心にした支援体制の下、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援できるように推進します。

#### (1) 母子保健の推進

①妊産婦健診	
取組み内容	担当課
妊娠期の健康管理と出産と育児の準備なども含め、妊娠期の健康づくりを支援していきます。 震災以降は、県内避難者には町で母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、県外避難者には原発特例法にて避難先自治体において交付しています。今後も妊産婦健診の受診しやすい環境づくりを進め、受診勧奨を行い、健康で安心して妊産期を過ごし、出産・子育ての準備ができるように支援します。	保健福祉課
今後の方向	
今後も継続して実施します。 令和元年5月より子育てサポートセンターおおくまっこ（大熊町子育て世代包括支援センター）を設置しました。母子健康手帳と妊婦健診受診券の交付時には、面談などの機会を確保して相談支援に努め、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援できるよう努めていきます。	



②新生児・乳幼児訪問	
取組み内容	担当課
<p>早期から関わりをもつことで、産後うつや育児疲れや虐待のおそれ、養育上課題を抱える家庭、子どもの発育で支援が必要な家庭などへのフォロー体制の充実に努め、子育てへの不安を軽減し、子育てに自信がもてるよう支援していきます。</p> <p>新生児・乳幼児や母親の心配なこと、困っていることについて対応するため、電話や新生児出生連絡票により連絡を受け、保健師や看護師が家庭訪問を実施しています。</p>	保健福祉課
今後の方向	
<p>今後も避難先の自治体や県、助産師会の協力を得て実施していきます。そして、子育てサポートセンターおおくまっこ（大熊町子育て世代包括支援センター）で連携をとりながら訪問後のフォローや相談などに対応します。</p>	

③乳幼児健診事業	
取組み内容	担当課
<p>町としては未受診がないよう受診勧奨に努め、健診の事後フォローをもちきりつなぐことを重要課題として、乳幼児健診を推進していきます。</p> <p>震災後は大熊町主体での健診は実施できておらず、原発特例法にて避難先自治体で実施してもらい、結果の報告を受けています。</p>	保健福祉課
今後の方向	
<p>今後も継続して乳幼児健診を実施し、受診勧奨と必要に応じて健診の事後フォローに努めます。</p>	

④予防接種事業	
取組み内容	担当課
<p>未接種児を減少できるように、予防接種の日程についてきめ細かく情報提供するとともに、予防接種対象者に通知し、接種を呼びかけています。</p> <p>県外においては原発特例法による避難先自治体での実施となっています。</p>	保健福祉課
今後の方向	
<p>今後も継続して実施します。</p>	

⑤健康教育・相談	
取組み内容	担当課
<p>震災以降、町で乳幼児健診を実施していないので、避難先自治体の健診等で乳幼児の事故防止や離乳食などについての啓発・情報提供を実施してもらっています。また、町のお知らせ等の郵送時に上記の情報提供を行っています。</p>	保健福祉課
今後の方向	
<p>今後も継続して実施します。</p>	

⑥健診後のフォロー	
取組み内容	担当課
<p>乳幼児健診等で要経過観察になった乳幼児のフォローが課題です。現状は避難先で実施されている乳幼児発達支援事業や教室につないでもらっている状況であり、今後も継続して取り組みます。</p> <p>すこやか教室として実施してきましたが、震災後は単独実施が難しく、避難先で事業や教室につながるように情報提供等の支援を行います。</p>	保健福祉課
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

⑦発達に関する相談	
取組み内容	担当課
<p>乳幼児から18歳未満の子とその保護者に対して、発育・発達に関する臨床心理士等への専門的な相談の場を継続して提供します。</p> <p>震災後は、いわき市・会津若松市で実施しています。その他地区では必要なときに避難先自治体での相談会に参加できるようにしており、今後も参加を支援していきます。</p>	保健福祉課
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

## (2) 子どもの成長にあわせた健康支援

①小・中学校での健康教育の推進	
取組み内容	担当課
<p>各学校での教育課程に位置づけられている健康教育について、円滑に遂行できるように協力して、内容の充実を図りながら実施します。</p> <p>震災後は、会津若松市内居住者は学校まで遠距離のため、スクールバスを利用する児童・生徒が多く、また帰宅してからも、自宅周辺で外遊びする児童は少ない状況がみられます。そのため、肥満傾向にある児童が増えており、今後の課題となっています。</p>	教育総務課
今後の方向	
放課後居場所教室等の開催を検討します。肥満児対策をふまえ、教室運営の内容の拡充を図っていきます。	

②食育の推進	
取組み内容	担当課
<p>栄養士を中心に、離乳食の作り方やバランスのとれた食事の作り方、食の大切さなど、集団指導の再開をめざします。</p> <p>震災後は、集団での食育の推進に対する取り組みを実施することが難しくなったため、栄養士を中心に、離乳食の作り方やバランスのとれた食事の作り方、食の大切さなどの個別の栄養相談の実施に切り替えてきましたが、集団での栄養相談の再開をめざします。</p>	保健福祉課 教育総務課
今後の方向	
今後も継続して実施し、集団での栄養相談の実施をめざします。	

③思春期保健の推進	
取組み内容	担当課
各学校の指導計画に、性に関する教育やたばこ・お酒・薬物等が人の健康に与える影響について盛り込むよう、計画的に指導していきます。	教育総務課
今後の方向	
学校が存続する限り意識啓発のための指導を実施していきます。	

④ブックスタート事業	
取組み内容	担当課
<p>育児世帯に絵本を配布することにより、親子の交流を促進し、絵本を通して親子のスキンシップや語りかけが、子どもの言葉や心を育てるのに大切だということを伝えていきます。</p> <p>平成26年4月から事業を再開しており、家庭訪問、健康相談や健康教育の場で手渡しし、県外に避難している町民等には郵送で実施します。</p>	教育総務課
今後の方向	
今後も避難生活が続く中、なるべく家庭訪問、健康相談や健康教育の場で手渡しをしていきます。	



## 4-1-2 子どもの健全育成の支援

子どもが心身ともに健全な成長を図るためには、一人の人間としての尊厳が確保されることが前提であり、子どもの人権を侵害するような行為を社会的に排除するための環境整備や取組みが進められてきました。

その他に、様々な体験をする機会も各成長段階で確保してきましたが、避難生活となり、児童・生徒の居場所や多世代とのふれあいの場が十分に確保できない状況となっています。このため、ニーズ調査においても、町の子育て支援で期待することでは、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」という声が42.8%となっています。「大熊町第二次復興計画」でも、「被災した子どもたちの不安を緩和し、自信と夢と希望を提供できる教育環境」をめざす姿として各種施策を展開することとされており、この点についての対応が重要です。

今後は、こうした状況をふまえ、避難生活が続く中で人づくりや地域活動などで体験機会の拡充を図っていくことが重要となっています。

### (1) 子どもの人権の尊重

①子どもの権利擁護の推進	
取組み内容	担当課
<p>子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、のびのびと成長できるように、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための啓発活動を実施します。また、人権擁護委員の活動を支援します。</p> <p>子どもたちの多くは県内外に避難して生活しており、子どもをめぐる人権問題は周囲の目が届かないところで起こる可能性が高い面もあります。今後は、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さ等基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を習得できるように、意識啓発活動を会津若松市内の学校訪問や各種イベント等の機会に実施します。</p> <p>また、人権擁護委員3名が、中学校に権利擁護の作文を依頼して意識啓発を行っており、活動を支援します。</p>	住民課
今後の方向	
<p>学校が存続する限り意識啓発のための作文依頼を実施していきます。また、各種イベントや集会があった際は、継続して啓発活動に取り組んでいきます。</p>	



②子どものための相談支援体制づくり	
取組み内容	担当課
<p>子どもの悩みや心の問題に適切に対応し、健やかな成長を支援するため、学校での相談窓口などが各種相談事業等での連携を図り、子どものための相談援助を行います。</p> <p>大熊町ほっとルームを平成25年6月会津若松出張所内に、平成25年8月いわき出張所内に開設して、子どもたちの相談に対応してきましたが、平成27年4月からは子ども支援センターへ機能を拡充し、支援体制及び事業の充実を図っています。</p> <p>また、子ども支援コーディネーターが、子どもや保護者の「困りごと」の相談窓口として対応しており、今後も NPO 団体や医療機関、家庭を支える保護者等と連携を図り、情報交換・情報共有をしながら支援していきます。</p>	教育総務課
今後の方向	
会津若松市といわき市の「ほっとルーム」を継続して開設して、子ども支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーによる子どもと保護者の心のケアを推進します。	

## (2) 交流・体験活動等の推進

①交流活動・体験活動の推進	
取組み内容	担当課
<p>平成24年度から新たに子どもたちの再会を支援する事業「おおくまっ子集まれ」を小・中学生を対象に実施してきましたが、現在は実施を見合わせています。世代間交流事業について、避難生活が長期化するなか、企画や内容を検討した実施が求められます。フレンドリー教室やママ隊などで子どもと保護者の交流・体験活動が行われています。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>交流・体験活動に係る事業については、事業目的を再考し、企画や内容を含めて事業実施の検討を行うとともに、高齢者との交流や父親世代の参加などについても考慮しながら活動を推進します。</p>	

②スポーツ・レクリエーション活動	
取組み内容	担当課
<p>避難中のため、スポーツ少年団活動を休止していますが、児童・生徒は避難先でスポーツ少年団に加入し活動している状況にあります。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>今後も活動を継続して支援し、帰還後の活動再開に向け、指導者の育成を図り受入体制を確立していきます。</p>	

③読書活動の推進	
取組み内容	担当課
<p>学校教育活動の中で、朝読書や読み聞かせを中心に継続して取り組んでいます。小・中学校の取組みにより、児童生徒の読書意欲は大変高いものとなっています。また「調べる学習」については、読書活動推進委員を立ち上げ、講演会、審査会、表彰式を実施しました。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>学校司書を活用し、小中学生が図書室で自分の調べたいテーマに沿った本を見つけ、調べた過程やわかったことをノートにまとめます。読書を語る会では作家ゆかりの地や文学館等を訪れ、作品や作者の背景などを知り、より深い読書活動となるよう取り組みます。</p>	

④成育環境の充実	
取組み内容	担当課
<p>普通教室でのタブレット PC 等の ITC 機器を活用し、児童生徒一人ひとりの思考力・表現力を育てていきます。</p> <p>体験型学習支援であるヤングアメリカンズ（アメリカの若者による歌とダンスステージのパフォーマンス）を通じて自信をもって自己表現したり、異文化交流を図っており、継続して開催しています。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>継続して ITC 教育を推進します。</p> <p>ヤングアメリカンズは、異年齢の交流にもなっており、継続して開催していきます。</p>	

⑤学習支援の継続	
取組み内容	担当課
<p>子どもたちの精神的不安定、学習の遅れ、運動能力の低下などが心配されるため、平成24年度から町地域学習応援協議会が学生ボランティアを中心に学習支援を実施しています。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>会津若松市内の子どもたちには、委託業者に委託し、令和元年度は放課後学習と夏休み、冬休みの長期休業中に利用できるように開設しています。今後の利用状況をふまえながら、継続して実施します。</p> <p>また、長期休業期間中などに、宮城教育大生や東大生の学生ボランティアによる学習支援も実施します。</p>	

## ⑥生涯学習活動の充実

取組み内容	担当課
<p>平成24年度からは、子どもたちの体験事業「フレンドリー教室」を避難先である会津方面を拠点に各種学習活動を展開してきました。対象年齢の見直し等により参加者が増えています。</p> <p>子どもたちの校外学習や野外活動、自然体験、交流学習を推進してきましたが、大熊町の歴史や伝統、自然体験及び文化活動などに接する機会は少なくなっており、今後の実施方策を検討します。</p>	教育総務課
今後の方向	
<p>「フレンドリー教室」は、活動場所の選定や活動内容については検討しながら、継続して実施します。</p> <p>報徳仕法の旅については二宮尊徳（金次郎）の生涯から分度、推譲・勤労などこれからの大熊町に必要と思われる考え、教えを学んでいきます。</p>	



### 4-1-3 生きる力を育む教育の充実

子ども一人ひとりの個性を大切にし、主体的に考え行動できるように、生きる力を育む教育を推進するとともに、地域に開かれた学校として、学校・家庭・地域がともに子どもを健やかに育ていけるよう、連携・協力を図っていくことが必要です。子どもが社会を生き抜く力を身につけられるように、学ぶ環境の向上を着実に進めていくことが重要な課題となっています。

#### (1) 幼児教育の充実

取組み内容	担当課
震災直後から町立幼稚園を再開していますが、通園児は減少しています。通園児が集団生活・集団行動を身につけられるように支援します 幼児教育の重要性をふまえ、研修等による教員の指導力の向上に努めます。	教育総務課
今後の方向	
園児一人ひとりにあった活動、支援を行います。	

#### (2) 学校教育の充実

①確かな学力と生きる力の育成をめざした教育内容の充実	
取組み内容	担当課
年2回の幼小中合同の授業研究会を開催して、確かな学力を育む授業づくりについて、外部講師を招いての研修会を実施し、教職員の授業力・指導力の向上に努めました。	教育総務課
今後の方向	
確かな学力と生きる力の育成に向け課題の解決や調整を図り、各学校での取組みと連携を図りながら学習内容の充実が推進されるように努めます。	

②開かれた学校運営の推進	
取組み内容	担当課
地域と児童・生徒との交流は、学校行事の一環である幼小中合同運動会や餅つき大会を通じて、主に学校施設周辺の地域の方々との親睦・交流を深めています。	教育総務課
今後の方向	
学校施設周辺の地域の方々との親睦・交流を深めながら、子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりに向けて、コミュニティスクール制度の実施をめざします。	

③ふるさと創造学の実践	
取組み内容	担当課
平成25年度より郡内8町村の学校では、ふるさとに関わる課題解決型、探求的な学び「ふるさと創造学」をスタートさせました。伝統文化の体験活動や地域が抱える課題の解決策を考えたり、子どもたちの未来を切り拓く強さを携え「生きる力」を育むことをめざします。	教育総務課
今後の方向	
総合的な学習の時間の中で、一人一課題を設定し、教師が寄り添いながら、探究的な学びを展開し、その学習の成果を「ふるさと創造学」で発表しており、継続して実施します。	

④障がいのある子どもの育ち支援	
取組み内容	担当課
障がい等で支援が必要な子どもの保育・教育を確保するための事業であり、震災後も特別支援学級は、担当教諭や特別支援学級支援員が継続してその運営に関わり、体制を確保しています。現在の学校施設については、会津若松市から借用しており、福祉的配慮が不十分な施設・設備がみられ、避難先自治体の地域資源の利用が図れるよう連携して対応します。	教育総務課
今後の方向	
インクルーシブ教育の充実に向けて外部講師を招聘し、教職員の意識改革と指導力の向上に資するように推進します。	

⑤福祉教育の推進	
取組み内容	担当課
避難生活が続いており、避難先自治体の考えを尊重し、地域での活動に参加できるよう連携を図ります。	教育総務課
今後の方向	
今後もしばらく避難生活が続くため、避難先自治体の考えを尊重しながら、地域での活動に参加できるよう連携を図ります。	

## 基本目標 2 子育て支援

### 4-2-1 子ども・子育て支援事業の推進

人口減少社会となり、少子化が進むなか、大熊町においても様々な子育て支援施策・事業を推進してきました。平成27年度からは子ども・子育て支援事業を開始しています。

ニーズ調査では、実際の未就学児の定期事業として幼稚園（預かり保育なし）の利用希望が多く、今後の保育・教育希望先としては、幼稚園（預かり保育あり）をはじめ、認可保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センターなど多様なサービスの利用希望がみられます。大熊町では保育所が休所、幼稚園は会津若松市で再開しており、就学前児童の教育・保育ニーズに対応するため、避難先自治体との連携のさらなる強化が重要です。

#### (1) 教育・保育給付（保育所・幼稚園・認定こども園）

取組み内容	担当課
原発事故の影響により、町内で事業が実施できない状況ですが、新たに整備した福祉施設内の託児室の運用に向け、保育士等の確保を図ります。	保健福祉課
今後の方向	
低年齢児の保育ニーズや幼稚園や認定こども園の利用希望などをふまえ、子ども・子育て支援事業を避難先で円滑に利用できるよう適切な対応に努めます。 また、保育料助成については、令和元年10月以降の無償化等の取扱い後も、町民に負担のないよう助成を継続します。	

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育等	
取組み内容	担当課
平成30年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼していきます。	保健福祉課
今後の方向	
原発事故の影響により、町内で事業が実施できない状況です。そのため、引き続き避難先自治体に依頼していきます。	

②一時預かり事業	
取組み内容	担当課
町社会福祉協議会で実施していた子育て支援事業「くまさん」が再開できない状況です。体制の確保を避難先自治体に依頼しています。震災後も町立幼稚園での預かり保育は、継続して実施します。	保健福祉課
今後の方向	
原発事故の影響により、町内で事業が実施できない状況です。そのため、引き続き避難先自治体に依頼していきます。	

③子育て短期支援事業	
取組み内容	担当課
原発事故の影響により、町内で事業が実施できない状況です。	保健福祉課
今後の方向	
引き続き避難先自治体に依頼していきます。	

④病児・病後児保育事業	
取組み内容	担当課
原発事故の影響により、町内で事業が実施できない状況です。	保健福祉課
今後の方向	
引き続き避難先自治体に依頼していきます。	

⑤ファミリー・サポート・センター事業	
取組み内容	担当課
町社会福祉協議会子育て支援事業「くまさん」が再開できていない状況です。	保健福祉課
今後の方向	
引き続き避難先自治体に依頼していきます。	

### (3) 就学前教育・保育の質の向上

取組み内容	担当課
避難先での教育・保育サービスの利用について、質的なニーズを考え、継続的に利用者支援に努めています。	保健福祉課
今後の方向	
引き続き避難先自治体に依頼していきます。	



## 4-2-2 子育ての不安・負担軽減の取組み

子ども・子育て支援事業では、教育・保育サービスの提供に加え、地域子ども・子育て支援事業等で、地域で子育て相談や各種の情報提供の実施など地域のニーズに応じた子育て支援の充実を行うことが示されています。

ニーズ調査では、町の子育て支援に期待することとして、「困ったときに相談したり情報を得やすくしてほしい」(25.8%)、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」(23.8%)など、子育ての負担感を減少させる事業を期待する声が多く寄せられています。大熊町においては、子どもの健やかな成長を支援する視点、地域振興の視点から出産祝金等支給事業や児童医療費助成事業、就学を支援する事業など町独自の子育て支援策を実施してきましたが、子育て世帯の声をふまえ、各種支援策について適切な利用を促進していくことが重要となります。

### (1) 相談・情報提供の充実

①子育てに関する相談窓口の連携	
取組み内容	担当課
震災後は、県内においてのみの対応となっており、県外については避難先自治体での対応となっています。	保健福祉課
今後の方向	
<p>原発事故の影響により、ほとんどの町民が町外に避難している状況のため、避難先自治体との連携を図っていきます。</p> <p>できる限り関係機関と連携して子育て支援に関するサービスの情報提供と相談ができるように、令和元年度に立ち上げた子育て包括支援センター「おおくまっこ」による包括的な相談体制を展開していきます。</p>	

②子育て支援に関する情報提供の充実	
取組み内容	担当課
子育て支援に関する情報提供は可能な限り実施していますが、県内外に町民が避難しているため、提供できる情報が少ないことも課題となっています。今後は、情報提供手段や子育て家庭の希望している情報などについて検討し、情報提供を継続して行っていきます。	保健福祉課
今後の方向	
<p>広報やチラシを活用した周知に併せて、QRコード等を使用してホームページに誘導し、詳しく説明する方法を取り入れて情報提供に努めます。</p>	



## (2) 経済的支援の推進

①児童の養育に関する経済的支援	
取組み内容	担当課
平成22年度からは中学校修了までの児童を対象に、子ども手当を支給してきました。平成24年度から「児童手当」に変更し、継続実施しています。個々のケースに対応して適切な支給を行います。	保健福祉課
今後の方向	
適切な支給に努めており、転出及び転入の際の受給権の取得喪失日の確認を行うなど、二重支給のないよう他自治体と連携していきます。	

②乳幼児医療費・子ども医療費の助成	
取組み内容	担当課
平成24年10月から福島県「子ども医療」制度が開始され、平成26年3月からは全国の医療機関で窓口無料となっています。今後も県の制度に基づき実施します。	保健福祉課
今後の方向	
県外医療機関において、受給者証による無料化が認識されていない場合があるため、医療機関に丁寧に説明し、受給者が窓口無料化されるよう対応していきます。また、所得超過者についても引き続き町財源で無料化していきます。	

③出産祝金等支給事業	
取組み内容	担当課
大熊町の独自施策として、少子化に対応し、将来における健全な家族構成並びに人的資源の確保と町勢の発展を図るため、出産・出生届時に大熊町に住所を有する人に、出産祝金等を支給しています。また、新たな住民を増やし、次世代育成にもつなげる取組みとして、大熊町で結婚して世帯をもった方に、結婚祝金を継続して支給しています。	保健福祉課 住民課
今後の方向	
出産祝金及び結婚祝金について、継続して実施していきます。	

④就学等を援助する事業	
取組み内容	担当課
<p>就学援助制度については、平成23年度に国の被災児童生徒就学支援等臨時交付金が創設され、福島県被災児童生徒等就学支援事業補助金交付要綱に規定する補助金対象経費のうち、①被災児童生徒就学支援事業及び②被災幼児就園支援事業として実施しています。</p> <p>就学時祝金については、申請添付資料などに配慮しながら継続して実施し、適切な支給に努めます。</p> <p>町立幼稚園・学校への通学については、スクールバスの運行を継続します。</p>	保健福祉課 教育総務課
今後の方向	
現在対象者のほとんどが避難している状況ではあるものの、各種補助金及び祝金については、継続して実施していきます。	

### 4-2-3 関わりや支援が必要な親子の支援

社会経済状況がめまぐるしく変わり、複雑化するなか、大人社会の影響が子どもたちに直接影響を及ぼす傾向がみられます。児童虐待の問題が全国的にも深刻化していることも子どもへの影響の一つと思われます。また、ひとり親家庭など子育て家庭の形態も多様となり、自立支援に向けて相談や就労支援の施策・事業が推進されています。

障がい等で支援が必要な児童・生徒の育成支援については、障害児福祉計画に基づき、障害児福祉サービスや児童発達支援事業などが実施されており、相談支援、生活支援と自立支援が課題となっています。

また、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長できるよう、地域みんなで支援するまちをめざして、子どもの貧困対策につながる施策を推進し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支えていく体制の構築に取り組みます。

#### (1) ひとり親家庭の自立支援

①相談体制の充実	
取組み内容	担当課
現在は県内外に町民が避難しているため、実態把握が難しく、相談があっても遠方のため訪問ができず、避難先自治体に対応を依頼している状況ですが、今後は相談体制の確保に取り組んでいきます。	保健福祉課
今後の方向	
令和元年度に立ち上げた子育て包括支援センター「おおくまっこ」による包括的な相談体制を展開していきます。	

②ひとり親家庭経済的支援	
取組み内容	担当課
震災後の児童扶養手当の支給に関して、現状の把握が困難で、認定情報が未提供な状況ではありますが、今後も継続して実施します。	保健福祉課
今後の方向	
町内に在住している者以外は、避難者特例法に基づき避難先にて手続きを実施してもらっているため、今後も継続して実施していきます。	

## (2) 児童虐待防止対策の推進

①児童への虐待防止の啓発と早期発見	
取組み内容	担当課
震災後は、民生児童委員が活動できる地域に限られるなど、震災前のような虐待の早期発見が難しい状況にあります。児童相談所の取組み等を広報し、悩みを抱える親等に相談する場が近くにあることを伝えて、虐待等を未然に防いでいきます。	保健福祉課
今後の方向	
最近DVの相談が増えており、悩みを抱える親に対して適切なアドバイスができるよう対応していきます。	

②児童の保護	
取組み内容	担当課
震災後は、浜児童相談所だけでなく、複数の児童相談所と連携するようになっており、関係機関と協力しながら継続して対応していきます。	保健福祉課
今後の方向	
各児童相談所と連携して、ケースに対する適切な対応を行います。	

③大熊町虐待防止対策連絡協議会の運営	
取組み内容	担当課
震災後は、状況把握が難しく、関連する学校等数も多く、避難生活で地域からの情報なども得にくい状況にあります。課題を抱える子ども・家庭を把握し、適切な支援ができるように関係機関と連携して対応していきます。	保健福祉課
今後の方向	
児童相談所からの通告や窓口等での相談など課題を抱える子ども・家庭の相談については迅速な対応を実施していきます。 児童虐待防止対策の充実を図るため、子ども家庭相談支援拠点の確保をめざします。	

## (3) 障がい児支援体制の充実

①障がい児保育・教育の充実	
取組み内容	担当課
震災後は、避難先市区町村の資源を利用できるよう連携を図っています。また、指定している障害相談支援事業所に委託し、会津若松市では毎月、いわき市では2ヶ月に1回、情報交換会を開催し、障がいを抱えた児童や家族の支援策を検討しているとともに、スクールソーシャルワーカーを会津若松出張所といわき出張所に1名ずつ配置しています。 今後もこの体制を確保し、相談やサービス利用につながるように、情報提供等を行います。	保健福祉課 教育総務課
今後の方向	
福祉部局と教育部局で連携会議を開催しながら、障がい児の相談や福祉サービス利用につながるよう取り組んでいきます。	

②障がい児福祉サービスの推進	
取組み内容	担当課
会津圏域は会津療育会、中通り圏域はアイ・キャン、相双圏域は福島県事業協会、いわき圏域は結いの里にそれぞれ相談支援事業を委託することにより、障がい児福祉サービスの利用促進を図り、避難先の事業所を利用するための調整に努めています。	保健福祉課
今後の方向	
相談やサービス利用者の増加への対応と、町内帰還者に対する福祉サービスの強化のための8町村連携など、帰還に伴う新たな対応、体制確保について検討していきます。	

③双葉地方地域自立支援協議会との連携	
取組み内容	担当課
障がい者の自立に向けて郡内8町村が連携して取り組んでいくため、「双葉地方地域自立支援協議会」が設置されており、震災後平成24年度から再開されています。郡内町村の置かれている状況が異なるため、今後自立支援協議会との連携方法等を検討していきます。	保健福祉課
今後の方向	
郡内町村の置かれている状況が異なるため、今後自立支援協議会との連携方法等を検討していきます。	

④障がい児の養育に関する経済的支援の推進	
取組み内容	担当課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、医療費の助成等の支援策について、継続して適切な利用を促進します。	保健福祉課
今後の方向	
継続して支援していきます。	

#### (4) 子どもの貧困対策

①学習支援の継続（再掲）	
取組み内容	担当課
子どもたちの精神的不安定、学習の遅れ、運動能力の低下などが心配されるため、平成24年度から町地域学習応援協議会が学生ボランティアを中心に学習支援を実施しています。	教育総務課
今後の方向	
会津若松市内の子どもたちには、委託業者に委託し、令和元年度は放課後学習と夏休み、冬休みの長期休業中に利用できるように開設しています。今後の利用状況をふまえながら、継続して実施します。	
また、長期休業期間中などに、宮城教育大生や東大生の学生ボランティアによる学習支援も実施します。	

②児童の養育に関する経済的支援（再掲）	
取組み内容	担当課
平成22年度からは中学校修了までの児童を対象に、子ども手当を支給してきました。平成24年度から「児童手当」に変更し、継続実施しています。個々のケースに対応して適切な支給を行います。	保健福祉課
今後の方向	
適切な支給に努めており、転出及び転入の際の受給権の取得喪失日の確認を行うなど、二重支給のないよう他自治体と連携していきます。	

③乳幼児医療費・子ども医療費の助成（再掲）	
取組み内容	担当課
平成24年10月から福島県「子ども医療」制度が開始され、平成26年3月からは全国の医療機関で窓口無料となっています。今後も県の制度に基づき実施します。	保健福祉課
今後の方向	
県外医療機関において、受給者証による無料化が認識されていない場合があるため、医療機関に丁寧に説明し、受給者が窓口無料化されるよう対応していきます。また、所得超過者についても引き続き町財源で無料化していきます。	

④出産祝金等支給事業（再掲）	
取組み内容	担当課
大熊町の独自施策として、少子化に対応し、将来における健全な家族構成並びに人的資源の確保と町勢の発展を図るため、出産・出生届時に大熊町に住所を有する人に、出産祝金等を支給しています。また、新たな住民を増やし、次世代育成にもつなげる取組みとして、大熊町で結婚して世帯をもった方に、結婚祝金を継続して支給しています。	保健福祉課 住民課
今後の方向	
出産祝金及び結婚祝金について、継続して実施していきます。	

⑤就学等を援助する事業（再掲）	
取組み内容	担当課
<p>就学援助制度については、平成23年度に国の被災児童生徒就学支援等臨時交付金が創設され、福島県被災児童生徒等就学支援事業補助金交付要綱に規定する補助金対象経費のうち、①被災児童生徒就学支援事業及び②被災幼児就園支援事業として実施しています。</p> <p>就学時祝金については、申請添付資料などに配慮しながら継続して実施し、適切な支給に努めます。</p> <p>町立幼稚園・学校への通学については、スクールバスの運行を継続します。</p>	保健福祉課 教育総務課
今後の方向	
現在対象者のほとんどが避難している状況ではあるものの、各種補助金及び祝金については、継続して実施していきます。	

## 基本目標3 つながり

### 4-3-1 相談・情報提供の推進

地域での孤立や孤育てを防いでいくことが安心して子育てできる要因の一つであり、地域で子育てを見守る力の大切さが再認識されています。避難生活が続く中、復興計画では町民コミュニティの運営支援を今後の方向性として掲げ、取り組んでいます。こうした方向性をふまえ、子育てサークルの活動支援やボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援などを進めていく必要があります。

一方、経済の低成長化や女性の社会進出が進み、子育て支援の主要な政策の柱の一つとしても、仕事と子育ての両立支援が求められています。このためには、保育サービス等の施策の推進に加えて、事業所における仕事と子育ての推進に向けた取り組みや男性を含めた働き方の見直しなど多様な働き方の確立が必要となります。

#### (1) 子育て支援ネットワークの充実

①民生児童委員活動の充実	
取組み内容	担当課
令和元年度で民生児童委員が改選され、町外の民生委員もある中、活動は可能な範囲での実施となりますが、継続して実施します。	保健福祉課
今後の方向	
引き続き活動を行っていきます。	

②子育てサークルの活動支援	
取組み内容	担当課
今後は、子育て広場などの集団活動の中でリーダー的存在を発掘し、活動を支援します。	保健福祉課
今後の方向	
町内には子育て世代が戻ってきていませんが、今後町内に建設される教育施設の建設後には、子育て世代が徐々に増えていくことが見込まれるため、子育てサークルの活動支援を行っていきます。また、託児室なども一時預かりとして活用していきます。	

③子育て支援ネットワークづくり	
取組み内容	担当課
これまでの保育所、幼稚園、児童館、学校等のネットワーク機能が確保できない状況にありますが、「おおくまサポートブック」作成を検討してきました。	保健福祉課
今後の方向	
現在は幼稚園と学校ですが、今後は関係機関のネットワークづくりを進めながら、「おおくまサポートブック」を作成して活用していきます。	

## (2) 子育てと家庭生活等の調和の推進

①家庭教育等の推進	
取組み内容	担当課
生涯学習活動の中で、子どもの生活の基盤である家庭の教育力を向上させ、健やかに、心豊かに子どもを育てることができるよう、事業再開に向けて取り組んでいきます。	教育総務課
今後の方向	
家庭の教育力向上のため、事業再開に向けた対応について検討を進めていきます。	
②事業所への意識啓発	
取組み内容	担当課
育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、働き方の見直しを含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努める事業です。	産業建設課
今後の方向	
町内にて再開している事業所が少ない状況で啓発活動は難しい面もありますが、事業所へ意識啓発に努めていきます。	
③男女共同参画社会づくりの推進	
取組み内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について啓発に努めます。	企画調整課
今後の方向	
町内に居住している住民が少ないため、今後住民の数が増えてきた場合は、男女共同参画に向けた取り組みを進めていきます。	



## 4-3-2 安心・安全な生活環境づくりの推進

子育てにおいては、保育・教育サービスや各種の事業による支援だけではなく、実際に子育てが行われる主な場である住宅環境や、また、子どもたちが学び、遊び、交流する地域の環境を物理的に整えていくことも必要です。

ニーズ調査では、町の子育て支援に対して期待することとして、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」（42.8%）、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」（16.4%）など、安心して子育てができる場所や環境の確保が強く望まれています。

### (1) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

①人にやさしいまちづくりの推進	
取組み内容	担当課
復興計画に基づき、新たな施設については、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進し、その考え方について啓発します。	保健福祉課
今後の方向	
町内に居住している住居が少ないため、今後町内に住居が増えてきた場合は、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めていきます。	

②遊び場の確保	
取組み内容	担当課
遊び場について情報提供を行ってきました。避難先自治体の情報収集は困難なため、個別での対応にとどまりますが、今後も継続して実施します。	保健福祉課
今後の方向	
今後町内に整備される幼小中一貫校に、隣接する屋内遊び場を整備し、子どもたちが安心して遊べる環境と親子で遊べる設備の整備を検討していきます。	

③住まいの整備促進	
取組み内容	担当課
公営住宅等については、復興計画に基づき確保と適切な利用を促進します。	生活支援課
今後の方向	
町内の大川原地区に町民向けの復興公営住宅を第1期50戸、第2期42戸の整備を進め、さらには町外者も入居が可能な再生賃貸住宅を40戸整備し、町内における住環境の整備を図っていきます。	



## (2) 安心・安全活動の推進

①児童健全育成活動	
取組み内容	担当課
子どもたちの見守り活動は社協や民生委員が定期的を実施しています。	保健福祉課 教育総務課
今後の方向	
これまでの見守り活動を継続して実施するとともに、今後町内に児童が住むようになった際には、児童健全育成活動の再開に取り組みます。	

②地域の安全活動の推進	
取組み内容	担当課
子どもが被害者となる交通事故や犯罪から守るため、地域での交通安全教室や見守り活動などを関係機関と連携して取り組むものです。	環境対策課
今後の方向	
避難指示が継続中にあるため、子どもへの交通安全活動はできない状況が続いています。今後、交通安全活動の再開に向けて、交通指導員の確保等を含め、計画的に検討していきます。	

③チャイルドシート等購入設置の奨励	
取組み内容	担当課
満6歳未満の乳幼児を乗車させるために必要なチャイルドシート等の購入に際して、10,000円を限度として購入価格の一部を助成する事業です。	環境対策課
今後の方向	
チャイルドシートの種類や区分に新基準が出てきているため、今後制度の見直しを検討します。	

# 5. 子ども・子育て支援事業計画

## 5-1 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

### ■子ども・子育て支援制度の全体像

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1)施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。) (2)地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応) (3)児童手当 (4)施設利用等給付	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所(現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。) ・新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けません。)	

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

### ■認定区分と提供施設

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園又は認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所又は認定こども園	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所又は認定こども園	8～11時間

## 5-2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等から設定することとされており、本町では、町全域を1区域の設定とします。

## 5-3 計画期間の子ども数と潜在的家族類型

### (1) 子ども数の推移と今後の見込み（0～5歳）

計画期間中の児童数について、平成28年～平成31年（各年4月1日現在）の1歳ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	92	91	63	79	73	71	69	69
1歳	106	93	97	67	84	78	76	74
2歳	86	106	92	95	65	82	76	74
3歳	116	86	104	92	95	65	82	76
4歳	103	111	84	108	96	99	67	85
5歳	99	102	110	81	105	93	96	65
計	602	589	550	522	518	488	466	443

### (2) 潜在的ニーズを加味した家族類型割合（ニーズ調査）

ニーズ調査の結果から、0～5歳の子どもがいる世帯を就労状況等から分類すると以下のとおりとなっています。現在は保護者の就労状況から区分し、潜在は就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分したものです。

#### ■就学前児童のいる世帯の家族類型

家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	6	4%	6	4%
タイプB フルタイム×フルタイム	44	27%	45	27%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	20	12%	27	16%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	9	5%	13	8%
タイプD 専業主婦(夫)	84	51%	72	44%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0%	0	0%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%	0	0%
タイプF 無業×無業	1	1%	1	1%
全体	164	100%	164	100%

## 5-4 幼児期の学校教育・保育

### (1) 特定教育・保育（施設型給付）

施設型給付は、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

#### ① 1号・2号（3～5歳）

■ 第1期計画時の1号認定及び2号認定の見込み量（人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	202	53	190	50	188	50	187	49	185	49
	255		240		238		236		234	

■ 第2期計画期間の1号認定及び2号認定の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	140	132	148	139	128	121	122	116	113	106
	272		287		249		238		219	
供給量	272		287		249		238		219	

#### ② 3号（0～2歳）

■ 第1期計画時の3号認定の見込み量（人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	0	19	0	19	0	18	0	17	0	27
	19		19		18		17		27	

■ 第2期計画期間の3号認定の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	15	54	14	50	14	53	13	51	13	49
合計	69		64		67		64		62	
供給量	69		64		67		64		62	

## (2) 地域型保育給付

地域型保育給付は、0～2歳の3号認定者を対象に、以下の4つのサービス実施主体を町が認可して実施します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

### ■地域型保育給付

事業名	対象年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。



## 5-5 地域子ども・子育て支援事業

### ①時間外（延長）保育事業

#### ■第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	28	27	27	26	26

#### ■第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	98	97	91	87	83
供給量	98	97	91	87	83

### ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ■第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	28	21	28	21	28	20	27	20	25	20

#### ■第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	49	29	46	25	47	23	44	25	47	23
供給量	78		71		70		69		70	

### ③子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### ■第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	500	483	471	463	455

#### ■第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

### ④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

#### ■第1期計画時の見込み量（月延人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	219	217	208	203	197

#### ■第2期計画期間の見込み量及び供給量（月延人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	431	397	413	395	388
供給量	431	397	413	395	388

⑤一時預かり事業

■第1期計画時の見込み量（年間利用日数）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外
見込み量	2	0	1,746	2	0	1,686	2	0	1,641	2	0	1,615	2	0	1,587

■第2期計画期間の見込み量及び供給量（年間利用日数）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外
見込み量	337	4,316	448	355	4,547	413	308	3,948	430	294	3,763	411	271	3,471	404
供給量	5,101			5,315			4,686			4,468			4,146		

⑥病児・病後児保育事業／ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

■第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	393	380	370	364	357

■第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	48	47	45	43	41
供給量	48	47	45	43	41

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■第1期計画時の見込み量（年間あたり利用平均日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

■第2期計画期間の見込み量及び供給量（年間あたり利用平均日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出

⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児や子どもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。

■ 第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	104	101	98	96	93

■ 第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	79	73	71	69	69
供給量	79	73	71	69	69

注) 0歳児数

⑨妊婦健康診査

■ 第1期計画時の見込み量（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,456	1,414	1,372	1,344	1,302

■ 第2期計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,106	1,022	994	966	966
供給量	1,106	1,022	994	966	966

注) 0歳児数×14回

⑩養育支援訪問事業

■ 第1期計画期間の見込み量（対象家庭数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	-	-	-	-	-

■ 第2期計画期間の見込み量及び供給量（対象家庭数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	-	-	-	-	-
供給量	-	-	-	-	-

⑪利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

■ 第1期計画時の見込み量（実施か所数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	-	-	-	-	-
実績	-	-	-	-	1

■ 第2期計画期間の見込み量及び供給量（実施か所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1



## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成する新規事業です。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

# 5-6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組みの推進、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

町としては、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実にめざします。また、教育ニーズについて継続して把握します。

## ①認定こども園の普及に係る基本的考え方

こども園など就学前児童の教育・保育の場について検討します。

## ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実に図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

## ③地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

## ④保育所・幼稚園と小学校との連携

幼児期の保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組みの推進については、人事交流や合同研修、授業参観などにより、相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図ります。

## 5-7 総合的な施策の推進

### ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

休業取得者の増加、共働き世帯の保育ニーズの増大などから低年齢児の保育体制の確保について検討します。

### ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の推進などで関係機関との連携等が重要となります。

### ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などに努めます。

### ④新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランの市町村計画として、放課後児童クラブの再開、学校施設の活用方策、各種体験機会の確保について検討します。

### ⑤児童虐待防止対策の充実

児童福祉法の改正をふまえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組みの強化に努めます。また、子ども家庭相談拠点の確保に取り組めます。

### ⑥幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

### ⑦幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

## 6 計画の推進に向けて

### 6-1 共生社会の実現に向けた町民との協働

できる限り大熊町の子どもたちの育ちを見守り、支援できるよう、避難先での生活、帰町に向けた生活環境などの視点で、町と町民が相互に連携し協力したり、助け合ったり、役割分担しあう取組みを進めます。

### 6-2 計画の進行管理

計画期間に庁内の関係課で実施状況の点検・検討を行い、住民及び福祉推進協議会等に報告します。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたって、本町の財政状況、避難状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。さらに帰町に向けた条件・情勢を把握し、その見通しに基づいた事業展開を図っていきます。

### 6-3 特例事務による推進

#### (1) 指定市町村（福島県内）

いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楡葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村
--

#### (2) 特例事務（11法律268事務）

##### 【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育の利用に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）
- ・施設型利用給付費、地域型保育給付費及び施設等利用費の支給に関する事務（子ども・子育て支援法）

##### 【教育関係】

- ・学齢児童生徒の就学に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

# 資料編

## 1 大熊町福祉計画推進協議会設置条例

(平成 12 年 9 月 27 日条例第 34 号)

改正 平成 13 年 10 月 22 日条例第 25 号 平成 16 年 12 月 17 日条例第 20 号  
平成 21 年 12 月 24 日条例第 32 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 26 号  
令和元年 6 月 14 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 大熊町における保健福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大熊町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 保健福祉に係る計画の策定に関すること。
- (2) 保健福祉に係る施策の推進、運営及び進捗状況に関する事項
- (3) 保健福祉に係る町民の苦情及び要望に関する事項
- (4) その他保健福祉に係る施策の効果的推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、保健医療機関及び社会福祉事業を営む者並びに福祉団体、学識経験者及び町民の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月22日条例第25号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第20号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第26号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

## 2 委員名簿

番号	役 職	氏 名	備 考
1	鈴木医院長	鈴 木 重 榮	
2	サンライトおおくま施設長	佐々木 正 重	
3	大熊町社会福祉協議会事務局長	半 杭 裕 明	
4	大熊町民生児童委員協議会長	根 本 友 子	
5	大熊町民生児童委員協議会副会長	松 崎 政 教	
6	大熊町身体障害者福社会長	愛 場 誠	副委員長
7	大熊町ボランティア連絡協議会長	岡 部 タカ子	
8	大熊町保健委員長	(欠員)	
9	大熊町保健協力員代表	東海林 雅 子	
10	大熊町老人クラブ連合会長	廣 島 幸 雄	
11	社会福祉士	高 瀬 芳 子	委員長

## 3 策定経過

年月日	内 容
平成31年2月14日 ～2月28日	「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施 (郵送による配布・回収)
平成31年3月29日	平成30年度 第1回大熊町福祉計画推進協議会 ・大熊町子ども・子育て支援事業計画について
令和元年12月4日	令和元年度 第1回大熊町福祉計画推進協議会 ・大熊町子ども・子育て支援事業計画について
令和2年3月17日	令和元年度 第2回大熊町福祉計画推進協議会 ・大熊町子ども・子育て支援事業計画について

## 大熊町第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 : 令和2年3月

編集 : 大熊町保健福祉課

発行 : 大熊町

住所 : 〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL : 0240-23-7197 (子育て支援係)



マスコットキャラクター  
「おおちゃん くうちゃん」

大熊町